

平成24年度第1回京都市民健康づくり推進会議

日時：平成24年5月28日（月）

午後3時～5時

場所：職員会館かもがわ2階（大会議室）

【開会の挨拶】

京都市保健福祉局保健衛生担当局長 加藤 祐一

【報告】

- ・ 平成23年度の実施状況及び平成24年度の実施予定について
 - （1）食育推進の実施状況
 - （2）自殺予防対策の実施状況
 - （3）口腔保健の実施状況
 - （4）特定健康診査・特定保健指導の実施状況
 - （5）各構成団体の実施状況

【議題】

- ・ 京都市民健康づくりプランの実施結果及び今後の見直しについて
 - （1）京都市民健康づくりプランの実施結果
 - （2）京都市民健康づくりプランの見直し

【その他】

- ・ 「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画について

【閉会の挨拶】

保健福祉局医務監 土井 渉

- <資料>
- 1 京都市民健康づくり推進会議設置要綱
 - 2 京都市民健康づくり推進会議構成団体等名簿
 - 3 平成24年度第1回京都市民健康づくり推進会議出席者名簿
 - 4 食育推進の実施状況について
 - 5 自殺予防対策の実施状況について
 - 6 口腔保健の実施状況について
 - 7 特定健康診査・特定保健指導の実施状況について
 - 8-1 京都市民健康づくりプラン推進に向けた各構成団体の実施状況（平成23年度）
 - 8-2 京都市民健康づくりプラン推進に向けた各構成団体の実施状況（平成24年度予定）
 - 9 「京都市民健康づくりプラン」の実施結果について
 - 10 「京都市民健康づくりプラン」の見直しに係る今後の進め方（部会の開催）について

「京都市民健康づくり推進会議」設置要綱

(目的)

第1条 「すべての市民が心身ともに健やかにくらすまち京都」の実現を理念として策定した「京都市民健康づくりプラン」を推進する組織として、「京都市民健康づくり推進会議」（以下「会議」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の役割)

第2条 会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「京都市民健康づくりプラン」の推進に関すること。
- (2) 市民の生涯を通じた健康の保持増進対策に係る情報の交換に関すること。
- (3) 市民の生涯を通じた健康の保持増進に向けた取組みの推進及び啓発に関すること。
- (4) 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。
- (5) その他市民の健康保持増進に関すること。

(構成)

第3条 会議は、第1条の目的に賛同し、そのための活動を積極的に行う別表の団体、学識経験者等及び公募により参加した市民委員等（以下「構成団体等」という。）で構成する。

(議長及び副議長)

第4条 会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、構成団体等の中から互選するものとする。
- 3 議長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、構成団体等の中から議長が1名を指名する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要がある時は、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第6条 会議に、必要に応じて部会をおくことができる。

- 2 部会は、部会長及び構成団体等で構成する。
- 3 部会長は、構成団体等の互選によりこれを定める。
- 4 部会は、部会長が招集する。

(事務局)

第7条 会議の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、保健福祉局保健衛生推進室保健医療課で所掌する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は平成15年1月28日から施行する。

一部改正

平成20年4月1日

京都市民健康づくり推進会議構成団体等名簿

区 分	機関・団体等
学識経験者	京都大学大学院医学研究科 教授 中原俊隆 氏
	京都府立医科大学大学院医学研究科 准教授 繁田正子 氏
市民委員	2 名
地 域	京都市体育振興会連合会
	京都市地域女性連合会
	京都市 P T A 連絡協議会
	京都市保健協議会連合会
	一般社団法人京都市老人クラブ連合会
保育・教育機関等	社団法人京都市保育園連盟
	社団法人京都市私立幼稚園協会
	京都市小学校長会
	京都市立中学校長会
	京都府私立中学高等学校連合会
	京都大学健康科学センター
企業・職場	京都商工会議所
	京都府中小企業団体中央会
	京都労働局労働基準部
	京都労働者福祉協議会
	一般財団法人京都工場保健会
	京都産業保健推進センター
保健医療機関等	社団法人京都府医師会
	社団法人京都府歯科医師会
	社団法人京都府薬剤師会
	公益社団法人京都府看護協会
	公益社団法人京都府栄養士会
	社団法人京都府歯科衛生士会
	一般社団法人京都精神保健福祉協会
	財団法人京都予防医学センター
	NPO 法人日本健康運動指導士会京都府支部
医療保険者	京都府国民健康保険団体連合会
	健康保険組合連合会京都連合会
	全国健康保険協会京都支部
マスメディア	株式会社京都新聞社
	株式会社京都放送
京都市	京都市教育委員会
	京都市保健所
	京都市衛生環境研究所
	京都市こころの健康増進センター
	京都市健康増進センター

平成 24 年度第 1 回京都市民健康づくり推進会議出席者名簿

(敬称略)

区 分	機関・団体等	職 名	参加者
学識経験者	京都大学大学院 教授 中原俊隆	—	本人
地 域	京都市地域女性連合会	常任委員	栗本 帯子
	京都市保健協議会連合会	会長	山内 寛
保育 ・ 教育機関等	社団法人京都市保育園連盟	理事	嶋本 弘文
	社団法人京都市私立幼稚園協会	理事	浅井 健史
	京都市立中学校長会	京都市立桃陵中学校校長	山下 綾子
	京都府私立中学高等学校連合会	事務局長	野田 清昭
企業・職場	京都府中小企業団体中央会	事務局長	黒石 悟
	京都労働者福祉協議会	統括部長	岡田 信江
	一般財団法人京都工場保健会	総務部次長	山下 清隆
	京都産業保健推進センター	副所長	荒川 修
保健医療機関等	社団法人京都府医師会	理事	米林 功二
	社団法人京都府歯科医師会	常務理事	木村 明祐
	公益社団法人京都府看護協会	専務理事	松本 尚子
	公益社団法人京都府栄養士会	会長	岸部 公子
	財団法人京都予防医学センター	健康づくりセンター係長	鮎子田 睦子
	NPO法人日本健康運動指導士会京都府支部	理事	今井 優
医療保険者	京都府国民健康保険団体連合会	事務局次長	長谷川 敏彦
	健康保険組合連合会京都連合会	宝グループ健康保険組合事務長	松井 光子
	全国健康保険協会京都支部	企画総務部長	小林 仁
京都市等	京都市保健所	西京保健センター長	谷口 隆司
	京都市こころの健康増進センター	所長	波床 将材

食育推進の取組について

1 京都市食育推進協議会の開催

日時： 平成23年12月20日(火)御所西平安ホテル

議題： 平成23年度京都市の食育推進事業について

京都市の食の安全・安心の取組について

各団体の食育の取組について

2 平成23年度食育推進事業について

(1) 食育月間（平成23年6月）の取組

テーマ『毎日しっかり「朝食」～朝の今日（きょう）食～』

ア 京都女子大学とラジオ特別番組の共同制作・放送（6月19日放送）

イ 全保健センターにおいて食育セミナー「朝食ばんざい☆おばんざい教室」の開催

ウ 「親子で朝ごはんBOOK」の作成・配布（平成23年6月1日から配布開始）

(2) 「^{きょう}京・^{しょく}食ねっと」（京都市の食のポータルサイト）の開設

目的： 平成23年3月策定の新「京（みやこ）・食育推進プラン」（平成23～27年度）の重点課題のひとつ「食育の普及促進」の取組として、健康、食の安全安心、地産地消、環境負荷の軽減など「食」をテーマとする総合的な情報発信を行い市民の「食」への関心を高めるとともに、市民自らの選択と判断とで生活習慣（ライフスタイル）を見直し、健康面や環境面等での各種の目標の達成に資する生活習慣の転換への助長・促進を図る。

開設日： 平成24年1月30日一般公開

コンテンツ（内容）： 事業等の新着情報、

食のニュースヘッドライン（「食」をキーワードに全国の新着ニュースを自動配信）

食に関する京都市の取組、食と健康情報、料理レシピ

コラム（「京食の達人（専門家）」「京の食育指導員」「食のつれづれ日記（関係職員等）」

(3) 多世代に向けた食育事業

ア 大学との連携による食育の推進（北保健センター）

・ 京都産業大学 参加者972人（9月7日（水）、11月17日（木）、18日（金））

・ 大谷大学 参加者 17人（12月17日（土））

イ 老人福祉員への食育研修の実施

・ 参加者 参加者552人 （9月3日（土）京都会館）

3 食育指導員養成事業

地域に密着した食育推進活動を行うボランティアである「食育指導員」の養成は2年間のモデル実施を経て平成23年度から本格実施となりました。

募集について、人数は30名から50名に増やし、募集方法を22年度までの小学校長や自治会組織からの推薦に加え、一般公募を行いました。

また、食育指導員養成講座について、カリキュラム等は内容を変更せず、養成期間を1年間から8か月（5月から12月）に短縮し、養成後に保健センターによる活動支援をする「食育指導員連絡会」への移行を同一年度で行うことで、養成終了から速やかに活動支援へ繋げる体制を整えました。

(1) 食育指導員人数

期	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	西京	伏見	合計
1		4		7	4		6				5	26
2	5	1	4			4		4	5	7		30
3	4	2	4	4	2	3	3	3	7	3	8	43
計	9	7	8	11	6	7	9	7	12	10	13	99

(平成24年3月現在)

(2) 平成23年度（3期生）の養成について

ア 養成の概要

- 養成対象人数 50人

〔 小学校推薦 3人
公募 47人（応募人数202人から抽選） 〕

イ 養成講座（5月から12月）

- 基礎編 11講座 出席回数一人平均 7.5回
- 実践編 30講座 出席回数一人平均 3.0回

ウ 事前説明会

- 平成23年4月13日 職員会館かもがわ 29人出席

エ 特別研修「日本料理に学ぶ食育カリキュラム講座」

- 平成23年9月8日 京都市総合教育センター 18人出席
- 小学校の食育授業の見学 3回実施 13人出席

オ 認定式

- 平成24年1月26日（木）職員会館かもがわ
- 認定者 43人（出席者35人）

(3) 1～2期生の活動状況等について

※ 食育活動の回数 (回)

	平成23年度計	上半期(3～8月)	下半期(9～2月)
1・2期生56人	729	283	446
1人平均回数	13	5.1	8.0

※ 23年度の活動状況(内訳等) (回)

場所	回数	主な内容
保健センター	上半期128 下半期184	・食育セミナーの講師、補助 ・わんぱくクッキングの講師 ・離乳食講習会の補助 ・食育指導員連絡会
小学校	上半期110 下半期167	・夏休みの親子料理教室の講師 ・家庭科調理実習補助 ・食育に関する授業の講師 ・菜園活動の補助 ・キャンプの野外調理の補助
保育園	上半期2 下半期1	・保育園で調理指導
その他	上半期43 下半期94	・地域のボランティアサークルでの調理実習 ・地域のふれあい夏祭で食育のブースの出展 ・地域の高齢者へ食育情報の提供

(4) 食育活動支援について

ア 食育指導員連絡会

各保健センターで連絡会を開催(活動場所の紹介、連絡調整等)

イ 食育指導員活動報告会

全行政区からの活動報告の発表

〔平成23年10月18日 御所西平安ホテル
報告者：1期生18人、2期生21人、3期生他参加者43人〕

ウ 食育指導員研修会

平成24年1月26日 職員会館かもがわ

(講演「直売所のお話」(講師：農業生産法人こと京都株式会社 中陳哲夫氏) 他)

エ 食育指導員交流会

- ・平成23年10月19日(活動報告会と同時開催)
- ・平成24年1月26日(研修会と同時開催)

3 平成24年度の取組

(1) 食育月間(平成24年6月)の取組

「京(みやこ)クッキング ～京の郷(きょう)食～」

- ・ テーマ:「㊦みんなに伝える㊧野菜のパワーと㊨古都の味」
- ・ 市内直送の米と旬野菜を使用したクッキングと講話
- ・ 全保健センターにおいて食育セミナーとして開催(20回予定)

(2) 食育指導員養成事業

ア 1～3期生の活動支援

イ 4期生の養成

- ・ 養成対象人数 56人

[	小学校推薦	8人
	公募	48人(応募人数136人から抽選)

イ 養成講座 (5月から12月)

- ・ 基礎編 11講座
- ・ 実践編 30講座(予定)

ウ 事前説明会

平成24年4月16日 職員会館かもがわ 37人出席

エ 活動報告会

平成25年2月予定

オ 認定式

平成25年1月予定

(3) 食情報提供店事業の加入店舗数増加にむけての検討

(4) 多世代に向けた食育事業

自殺予防対策の取組について

<平成23年度の取組>

1 市民への普及啓発

1	市民を対象とした講演会 ○自殺予防と自死遺族支援のための府民・市民公開シンポジウム(9/10) 参加者 290 名 ○アルコールと健康を考えるセミナー (11/9) 参加者 147 名 ○若者の薬物問題について考える講演会(12/5) 参加者 67 名
2	各区こころのふれあいネットワーク事業による自殺予防についての啓発
3	市役所正面玄関でのパネル展, 電光掲示版表示による啓発 (9/1～9/30)
4	街頭キャンペーンによる啓発 9月: 駅前(阪急桂駅東口・JR 山科駅・JR 京都駅・JR 二条駅) 大学前(同志社大学・龍谷大学深草キャンパス・立命館大学衣笠キャンパス 商業施設前(イオンモール KYOTO・北大路ビブレ) 3月: 四条河原町 (交差点付近) 四条烏丸 (交差点付近) で実施
5	きょう いのち ほっとブック事業 (図書館との連携による命を大切にする本や自殺関連図書の展示フェアの実施) 中央・伏見中央・右京中央・左京・醍醐図書館 9/10～9/24
6	市民しんぶん区民版挟み込みの発行 (8月15日号)
7	市バス・地下鉄車内・構内広告ポスター掲示(9月・3月) 市バス3台 外側(大型)広告による啓発 (9月から3月まで) 【新規】
8	ラジオ番組企画「いのちプロジェクト」による市民参加型啓発(2～3月) 【新規】 (自殺対策キャンペーンソングを市民と一緒に作ろう) KBS ラジオによる啓発 (9/10～16 20秒 CM25回・3月4日)
9	勤労者向けリーフレットの作成(京都商工会議所会員のうち比較的小規模な事業所, 相談機関含む 約6,000箇所配布) (3月上旬配布) 【新規】

2 相談・支援の充実

1	京都府自殺ストップセンターと連携による相談支援 ○ いのちのサポートチーム派遣時の対応 1件 (平成24年3月23日現在) ○ 継続相談の対応 (こころの健康増進センター及び保健センターにおいて随時)
---	--

2	自死遺族・自殺予防こころの相談電話「きょう・こころ・ほっとでんわ」の運営 ○毎週火曜 午前9～12時 木曜 午後1～4時 相談延件数 108件 (12月末現在)
3	多重債務者等への相談体制の充実 ○9月・3月 毎週水曜日午前9時～12時 (要予約) 「消費生活総合センターにおけるこころの健康相談会」の実施 9/7, 14, 21, 28 に開催(相談件数1件), 3/7, 14, 21, 28 開催予定
4	ハローワークにおけるこころの健康相談会の実施 ハローワーク京都七条 12/15 4件, 西陣 12/16 3件, 西陣烏丸御池プラザ 12/22 3件, 伏見 1/13 3件
5	はなしてください～「悩んだ時の『きょうの寺』くらしとこころの相談会の実施 ○西本願寺 聞法会館 3/17 相談件数 延 8件 ○妙心寺 花園会館 3/28 予定

3 人材育成

1	「かかりつけ医・産業医うつ病対応研修会」の実施 12/10 参加者 55名
2	一般科医・精神科医ネットワーク交流会（G-Pネット）の実施 【充実】 7/23 中京・東部・西医師会共催 参加者 30名
3	地域での身近な相談者である関係団体等への研修の実施 ○精神保健福祉ボランティア講演会 (7/6) 参加者 46名 ○精神保健福祉ボランティア講座 2011 (9/7 参加者 26名, 9/21 参加者 17名, 10/19 参加者 16名 11/2 参加者 15名) ○地域の役員や関係団体等(民生委員・養護教諭等)への研修 参加数 名
4	アルコール・薬物依存症者対策の推進 講演会・研修会の実施(再掲), 自助グループの支援
5	相談機関研修会 ○保健センターをはじめ京都市の様々な相談機関担当者に対する研修の実施 1/6 参加者 16名 ○大学の職員に対する研修の実施 【新規】 2/15 34名 ○薬局等に従事する方への研修 【新規】 12/4 参加数 35名 ○地域包括支援センター等高齢者に関連する機関職員への研修の実施 11/29 参加数 34名

4 自死遺族・自殺未遂者への支援

1	①「自死遺族・自殺予防こころの相談電話(きょう・こころ・ほっとでんわ)」の運営(再掲) ②自死遺族の面接相談及び訪問活動の実施
2	自死遺族支援の理解を深めるための研修会の実施 2/28 参加者 33名 【新規】
3	自死遺族支援のためのリーフレット等の作成(関係団体(区役所・警察・葬儀社等)・相談機関 約800箇所配布) (3月上旬配布) 【新規】
4	自死遺児への支援のあり方の検討(継続)
5	こころのカフェ(自死遺族サポートチーム)への支援 ・例会(分かち合いの会)の案内

	・月2回開催しているフリースペースの会場をこころの健康増進センター内に設置 ・自殺予防と自死遺族支援のための府民・市民公開シンポジウム（再掲）
6	救急医療機関との連携による自殺未遂者支援について取組の検討 ○ 独立行政法人京都市立病院看護部等との自殺未遂者支援のための連携のワーキングの開催 ①事例検討会を実施 10/28 参加者 10 名 ②自殺未遂者支援リーフレットの作成 （医療機関・相談機関等 約200箇所）（3月上旬配布）【新規】

5 その他

1	京都市自殺総合対策連絡協議会の開催（7/21, 3/26）
2	京都市自殺総合対策連絡協議会ワーキンググループの開催 （4/28, 5/27, 10/11, 11/22, 12/27, 2/14）
3	京都市自殺総合対策庁内推進会議の開催（3/2 開催）

<平成24年度の取組予定>

1 市民への普及啓発

1	市民を対象とした講演会 ○自殺予防と自死遺族支援のための府民・市民シンポジウム （ 9月 開催予定） ○アルコールと健康を考えるセミナー ○若者の薬物問題について考える講演会
2	各区こころのふれあいネットワーク事業による自殺予防についての啓発
3	パネル展の開催（ 9月開催予定 ） 市政広報版での啓発 街頭キャンペーン
4	きょう いのち ほっとブック事業
5	市民しんぶん区民版挟み込みの発行 （ 8月15日号予定） リーフレット等の作成
6	報道機関等を利用した普及啓発

2 相談・支援の充実

1	京都府自殺ストップセンターと連携による相談支援 ○ いのちのサポートチーム派遣時の対応 ○ 継続相談の対応（こころの健康増進センター及び保健センター）
2	自死遺族・自殺予防こころの相談電話（きょう・こころ・ほっとでんわ）の運営
3	ワンストップ相談会の開催 【新規】 自殺総合対策連絡協議会に参加している団体と連携し、相談会を13回程度実施

3 人材育成

1	「かかりつけ医・産業医うつ病対応研修会」の実施（市内全域で1回）
2	一般科医・精神科医ネットワーク交流会（G－Pネット）」の実施 （未実施地区も含め2回を予定）
3	アルコール・薬物依存症者対策の推進 講演会・研修会の実施（再掲），自助グループの支援
4	地域での身近な相談者（社会福祉施設・団体職員，区毎の民生児童委員，学校教諭，保育士，地域包括支援センター職員等を予定）への研修の実施
5	ゲートキーパー養成等のための研修会 ○寺社教会関係者向け研修会 【新規】 ○地域団体（保健協議会，民生児童委員会，女性会等を予定），ボランティア（ボランティアセンター等），企業関係者（未定）等向け研修会 【新規】 ○相談業務従事者向け研修会

4 自死遺族・自殺未遂者への支援

1	①「自死遺族・自殺予防こころの相談電話（きょう・こころ・ほっとでんわ）」の運営(再掲) ②自死遺族の面接相談及び訪問活動の実施
2	自死遺族支援の理解を深めるための研修会の実施(相談機関, 地域役員等)
3	こころのカフェきょうと（自死遺族サポートチーム）への支援 ・例会（分かち合いの会）の案内 ・こころのカフェきょうと「フリースペース」への支援 ・自殺予防と自死遺族支援のための府民・市民シンポジウム（再掲）
4	自殺未遂者支援として救急医療機関の関係者(主に看護師)に対して研修会を実施

5 調査

1	「きょう いのち ほっとプラン」の見直しに向けた市民意識調査の実施【新規】
---	---------------------------------------

6 その他

1	京都市自殺総合対策連絡協議会の開催
2	京都市自殺総合対策連絡協議会ワーキンググループの開催
3	京都市自殺総合対策庁内推進会議の開催

口腔保健の取組について

はちまるにいまる
8020運動のさらなる推進を目指して、京都市口腔保健推進行動指針「歯ッピー・スマイル京都」に基づき、子どもの「むし歯予防」、成人の「歯周病予防」、セルフケアが困難な方の口腔ケアの取組を中心に、歯と口の健康づくりを推進しています。

1 むし歯予防の推進

(1) 市内保育所（園）・幼稚園における集団フッ化物洗口の実施状況について

平成24年1月現在、市内11施設（10保育所（園）、1幼稚園）において574名の幼児が集団フッ化物洗口に取り組んでいる。

区	団体名（○：23新規）	区	団体名（○：23新規）
北	衣笠幼稚園	山科	勸修保育園
	衣笠保育園		永興小金塚
左京	セヴァこども学園	南	○安朱保育園
東山	善立寺保育園		久世西保育所
	○真覚寺保育園	西京	石原保育園
			○東桂坂保育園

(2) 「フッ化物歯面塗布」の実施状況について

平成23年度から歯科医師会の協力のもと無料期間を2年間延長し、平成25年3月31日実施分までとしています。

年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
実施率	38.7%	43.5%	46.6%	53.9%

(3) 子どもの歯の健康状態について

項 目	目 標	H18年度	現況値：H23年度
3歳児におけるむし歯のある者の割合	20%以下	23.2%	16.8%
6歳児におけるむし歯のある者の割合	50%以下	58.1%	49.3%
12歳児の永久歯の1人平均のむし歯数	1歯以下	1.51歯	0.85歯

※1 目標値は「京都市民健康づくりプラン」（平成14年策定）に基づくもの。

※2 18年度値は母子歯科保健及び学校歯科保健事業結果によるもの。

2 歯周病予防の推進 ～歯ッピーNoteの配布による啓発の推進～

(1) 歯周病の全身の健康への影響や、予防の方法について、わかりやすく市民向けに周知することを目的として「歯ッピーNote」を配布しました。（平成23年度：7,000部発行）

実施者	内容
保健医療課	・市民向け講演会等で説明 ・市民団体の要望による研修会（市政出前トーク等）で説明
保健センター	・歯科健診事業における歯科保健指導時の指導教材として使用 ・健康教室における講話教材として使用 ・主催・共催の歯科保健イベント等において来場者に配布
歯科医師会	・「歯のひろば（本会）」等イベントで来場者に配布

(2) 成人の歯の健康状態について（平成22年度成人・妊婦歯科相談結果より）

項 目	目 標	H18年度	現況値：H22年度
歯肉に所見を有する者の割合（歯周コード1以上）	65%以下	40歳代： 72.3% 50歳代： 75.8%	40歳代： 64.9% 50歳代： 84.4%

※1 目標値は「京都市民健康づくりプラン」（平成14年策定）に基づくもの。

※2 18年度値は平成18年度成人・妊婦歯科相談結果によるもの。

3 セルフケアが困難な方の口腔ケアの推進

(1) 家族介護者向け医療的ケア・口腔ケア実践講習会

在宅介護を支える家族等に対し、京都府医師会館内トレーニングセンターにおいて、医療的ケア及び口腔ケアに係る医科・歯科の専門家からの講義や実践講習を実施しました。

委託先		共催団体	
京都府医師会 京都府歯科医師会		京都府看護協会 京都府歯科衛生士会	
講習会内容			
講義		在宅介護に必要な医療的ケア・口腔ケアの大切さや効果について専門家からの講話を実施	
実習		必要となる器具やその扱い方、及び要介護者への適切な接し方について実物の器具や模擬人形を用いて実習を実施	
日程		時間	内容
1 1 月	9 日 (水)	いずれも 午後 1 時 ～午後 3 時	・胃ろうの管理と口腔ケア（講義）
	1 7 日 (木)		・実践講座
1 2 月	7 日 (水)		・床ずれと口腔ケア（講義）
	1 5 日 (木)		・実践講座
2 月	8 日 (水)		・たん吸引（口腔内）と口腔ケア（講義）
	1 6 日 (木)		・実践講座

※平成24年度においても継続実施します。

(2) 「施設で取り組む口腔ケアの効果について」研修会

日時	平成23年12月16日(金) 午後2時～午後4時
場所	中京区役所(大会議室)
対象	老人福祉施設、地域密着型サービス事業所
テーマ	施設での要介護高齢者への口腔ケアの取組方法とその効果について
内容	講師：京都府歯科医師会 常務理事 木村明祐 氏 演題：「施設の口腔ケアの効果について」
	講師：総合福祉施設「塔南の園」生活相談員 松本 誠 氏 縁題：「塔南の園 口腔ケアの取組について」
参加	74名(50施設)

4 「平成23年度京都市健康づくり推進会議口腔保健部会」の開催

- 日時 平成24年3月16日(金) 午後2時から午後4時まで
- 場所 京都市子育て総合支援施設こどもみらい館
- 議 事 京都市口腔保健推進行動指針「歯ッピー・スマイル京都」の推進について
 - I 子どものむし歯予防の取組について
 - II 成人の歯周病予防の取組について
 - III セルフケアが困難な方の口腔保健推進の取組について
- 情報提供 大規模災害時の歯科保健医療対策について

5 平成24年度の取組の方向性

(1) 子どものむし歯予防

幼稚園・保育所(園)に対して各区の園長会で説明するなど、フッ化物洗口の有効性を粘り強く訴え、洗口実施施設数の増加を図ります。

(2) 成人の歯周病予防

市民に向けた周知機会を増やし、成人の歯科健診受診を促進します。

(3) セルフケアが困難な方の口腔ケアの取組

要支援・要介護者のQOLの向上と誤嚥性肺炎の予防を進めるため、保健センターの健康づくり出前教室等により、老人福祉施設等に口腔ケアの情報の提供を進めます。

平成 24 年 5 月 28 日
京都市保険年金課

特定健康診査・特定保健指導の取組について

1 特定健康診査等の達成目標数値

国は、中長期的な医療費の適正化を図るため、平成 20 年度から平成 27 年度までにメタボリックシンドローム該当者・予備群を 25% 減少させることを政策目標としており、京都市国保は、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条に基づき、特定健康診査等実施計画の第 1 期計画（平成 20 年度～平成 24 年度）を平成 20 年 3 月に策定し、達成しようとする目標を以下のとおり定めた。

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	27 年度 全国目標値
特定健康診査の受診率	45%	50%	55%	60%	65%	80%
特定保健指導の実施率	30%	34%	38%	42%	45%	60%
メタボリックシンドローム 該当者・予備群の減少率	—	—	—	—	10% (20 年度比)	25% (20 年度比)

2 平成 22 年度法定報告の概要

(1) 特定健康診査の受診者数・受診率

性別	受診者数	受診率
男性	19,979	19.8%
女性	30,513	24.5%
合計	50,492	<u>22.4%</u>

(2) 特定保健指導の対象者数・対象者率

概ね、男性の 5 人に 1 人、女性の 15 人に 1 人が保健指導対象者である。

性別	受診者数	特定保健指導対象		対象外
		積極的支援	動機付け支援	
男性	19,984	1,423 (7.1%)	2,652 (13.3%)	15,909 (79.6%)
女性	30,513	357 (1.2%)	1,584 (5.2%)	28,572 (93.6%)
合計	50,497	1,780 (3.5%)	4,236 (8.4%)	44,481 (88.1%)

※血糖、脂質、血圧の薬を服薬中の者については、特定保健指導の対象としない。

※前期高齢者（65 歳以上 75 歳未満）については、積極的支援の対象となった場合でも動機付け支援とする。

(3) 特定保健指導の初回面接実施者数・率及び実施者(終了者)数・率

性別	対象者数	初回面接		実施(終了)	
		人数	率	人数	率
男性	4,075	644	15.8%	568	13.9%
女性	1,941	418	21.5%	393	20.2%
合計	6,016	1,062	17.7%	961	<u>16.0%</u>

3 受診率向上対策

(1) 平成23年度に実施した受診率向上対策

- ア 対象者全員に受診券及び受診の手引き等を送付(4月)
- イ 市民しんぶん4/15号(区版)へチラシ挟み込み(4月)
- ウ 保健センターニュースを配布・回覧(4月)
- エ 集団健診周知ポスターを市広報板, 個別医療機関, 市バス及び地下鉄車両に掲示(5月)
- オ 集団健診周知ビラを区役所, 保健センター及び個別医療機関に配架(5月)
- カ 区民ふれあいまつり等においてポケットティッシュを配布(5月～11月)
- キ 「こくほだより」(6月, 1月), 「国保ガイド」(6月)を送付
- ク 医療費通知のハガキに印刷(9月)
- ケ 保険証更新の封筒に印刷(11月)
- コ 電話による制度周知・受診勧奨(通年)
- サ ハガキによる受診勧奨(通年)

(2) 平成24年度に新たに実施する受診率向上対策

集団健診における休日健診の実施

- ・実施時期: 平成24年9月～11月の日・祝日
※上京区のみ庁舎建て替えの関係で6月に実施
- ・実施場所: 各区役所・支所14箇所
- ・実施回数: 各区役所・支所1回ずつ計14回
- ・その他: 休日健診については, 胸部検診及び大腸がん検診との同時実施は行わず, 特定健診単独で実施する。

京都市民健康づくりプラン推進に向けた取組

平成 23 年 度

(平成24年5月28日)

平成 2 3 年度取組実績

番号	事業名	日時	対象	内容	実施団体
1	会長集会 会長親睦 ニューススポーツ大会	6/11	各学区の体育振興会会長等	各学区の体育振興会会長等が一同に会し、交流試合（ソフトバレーボール、インドアペタンク）を開催。	京都市体育振興会連合 会
2	第58回京都市ソフトボール大 会、第21回京都市壮年ソ フトボール大会	7/24	各学区体育振興会	各区の予選を勝ち抜いた一般・壮年の代表チームのトーナメント戦を開催。	
3	第47回京都市バレー ボール祭	9/4	各学区体育振興会	各区から約1,100名の女子選手が参加し、交流試合を開催。	
4	第23回市民スポーツ フェスティバル	11/3	各学区体育振興会等	約6,100名参加の下、多様な種目（ジョギング、リレーカーニバル、ソフトボール、ソフトバレーボール、グラウンド・ゴルフ及びペタンク）を行う。	
5	チャンピオン大会（女 子バレーボール大会）	11/20	各学区体育振興会	各区の予選を勝ち抜いた代表チームのトーナメント戦を開催。	
6	結核予防とガンについ て	結核予防週間	1 1 行政女性会会員	結核やガンの早期発見について学習会を開催	京都市地域女性連合会
7	結核予防啓発	未定	市民	京都駅前において結核予防に関する啓発活動を実施	
8	健康ガイド掲載	毎月	女性会員、一般市民	毎月女性新聞に健康ガイド掲載	
9	創立70周年京都予防医 学センター・京都がん 協会合併記念式典参加		1 1 行政女性会会員	記念シンポジウム	
10	児童、生徒の健康づく り	通年	児童、生徒	協議会を構成する単位PTAにおいて、学校とPTAが一体となって児童、生徒の健康づくりに取り組む。	京都市PTA連絡協議会
11	集団健診への協力	通年	市民	集団健診会場における受付など	京都市保健協議会連合 会
12	公衆衛生の向上に関す る普及啓発	通年	市民	健康づくり等の公衆衛生の向上に関する啓発物の地域における配布	
13	料理講習会	7/1, 11	老人クラブ会員	大阪ガスグループ福祉財団と共催で、健康づくり料理講習会を大阪ガスクッキングスクール京都で開催。	（一社）京都市老人ク ラブ連合会
14	市老連ゲートボール大会	9/8	老人クラブ会員	各区老連から男女フリー3チームの参加。	
15	市老連グラウンド・ゴ ルフ大会	10/7	老人クラブ会員	各区老連から参加。	
16	京都ウォーキング大会	11/10	老人クラブ会員	大阪ガスグループ福祉財団と共催で、鴨川堤～植物園のウォーキング大会を開催。	
17	市老連ペタンク大会	11/24	老人クラブ会員	各区老連から参加。	
18	市老連ボウリング大会	12/6	老人クラブ会員	各区老連から参加。	
19	健康教室	1/25	老人クラブ会員	大阪ガスグループ福祉財団と共催で、講演及び体操を行う。ひと・まち交流館京都で開催。	
20	社交ダンスの集い	3/7	老人クラブ会員	各区老連から参加。	

番号	事業名	日時	対象	内 容	実施団体
21	食育研修	通年	保育士，栄養士等	各保育園における給食について研究	(社) 京都市保育園連盟
22	保育園給食業務相談	通年	保育士，栄養士等	給食指導，完全給食の実施検討，食物アレルギーへの対応等，給食業務の巡回指導	
23	看護技術講習会	7月	保育士	保育者を対象とし，看護知識の理論と技術の訓練を行い，保育内容の向上をはかる。	
24	各区対抗バレーボール大会	6/25	園長，保育士，栄養士等	職員の体力向上をめざすとともに，親睦をはかる。	
25	各区対抗ボウリング大会	1月	園長，保育士，栄養士等	職員の体力向上をめざすとともに，親睦をはかる。	
26	たのしいクォーターテニスのつどい	7/2	京都市私立幼稚園教職員	だれでも簡単に手軽にできるクォーターテニスを楽しみながら体力向上を図ると共に普及にも努める。	(社) 京都市私立幼稚園協会
27	第27回京私幼協会教職員ボウリング大会	8/31	京都市私立幼稚園教職員	多数の教職員に参加をよびかけ楽しみながら体力向上を図る。	
28	禁煙	通年	各小学校	「学校敷地内禁煙」の実施	京都市小学校長会
29	禁煙	通年	全中学校	「学校敷地内禁煙」の実施	京都市立中学校長会
30	禁煙	通年	連合会所属の学校法人役員・校長・教職員，保護者会連合会役員等・事務局・来訪者すべて	会議等一切禁煙	京都府私立中学高等学校連合会
31	健診結果の相互提供	通年	被保険者	保険者（文部科学省共済組合）と連携し，事業者として行う健診結果と保険者が助成する人間ドック結果を相互提供して活用する。	京都大学健康科学センター
32	長期休業からの復職支援	通年	被保険者	長期休業からの復帰後も安定的に働けるよう復職支援を行う。	
33	パンフレット等の設置	通年	会員及び会館利用者	健康づくりに関するパンフレット等を会館内窓口に設置	京都商工会議所
34	京都勤労者健康づくりフェア	11/23	京都府民及び府内に働くすべての勤労者とその家族	フィットネス体験や健康づくりに関する講習等を実施	京都労働者福祉協議会
35	第62回勤労者文化祭野球大会	10/1, 8, 29	京都府内にある事業所の勤労者で組織するチーム	殿田球場	
36	2011年度（第52回）京都労福協卓球大会	9/25	京都府内在住及び勤労者と京都卓球協会の勤労者会員	伏見港公園体育館	
37	ボウリング大会，チャリティゴルフ大会等	春～秋	加盟団体勤労者	丹後，宮津，舞鶴，福知山，綾部，口丹，乙訓，南，伏見，南山城の各地区で実施	
38	はつらつウォーキング	年2回	はつらつ会会員とお知合い	健康づくりを目的とした野外ウォーキング	(一財) 京都工場保健会
39	はつらつ寄席	9月	はつらつ会会員とお知合い	健康は笑いからを目的に寄席を聞く。	
40	健康セミナー	3月	はつらつ会会員とお知合い	健康に関する情報提供	

番号	事業名	日時	対象	内容	実施団体
41	研修・セミナー	23年度に114回	産業保健関係者(産業医・産業看護職・衛生管理者等)	産業保健に関する専門的かつ実践的な研修・セミナーを実施。テーマは「過重労働対策」「職場におけるメンタルヘルス対策」等	京都産業保健推進センター
42	窓口相談	開所日	産業保健関係者(産業医・産業看護職・衛生管理者等)	各分野の専門スタッフが健康管理・健康教育等の産業保健活動全般に関する相談に応じる。	
43	情報提供	開所日	産業保健関係者(産業医・産業看護職・衛生管理者等)	産業保健に関する図書・ビデオの閲覧を行う。また、メールマガジン(月1回)を発行し、産業保健の啓発に努める。	
44	第38回くらしと健康展	10/23	府民・市民 参加者：計1075名 ブース利用者：延3086名	医師による「健康相談コーナー」をはじめ、「超音波骨密度測定」や血管の弾力性(老化度)を測る「血管年齢チェック」等を実施。また、医療関係団体の協力を得て、「糖尿病」「禁煙」「検査」「看護」「食生活」「放射線」「AED救急」「運動教室」「市民啓発パネル」のブースを設置した。23年度は京都府医師会館で実施した。	(社)京都府医師会
45	第18回京都府医師会「健康講座」	1/21	府民・市民 参加者：163名	平成23年3月、福島県原子力発電所が被災し、放射線の被害が広範囲にわたり、地元や近隣住民に多大な影響を与えたことを受け、「放射線」をテーマに掲げ、放射線が人間や動物にどのような影響を与えるのか?について一般市民向けの講演会を行った。演題名は「放射線の生命に与える影響」、講師は京都大学名誉教授・理学博士内海博司氏。	
46	「歯のひろば」(本会主催)	6/5	府・市民	歯科健康相談, 歯磨き指導, 歯の健康度テスト他	(社)京都府歯科医師会
47	「いい歯の日週間」記念行事	11/5	府・市民	公開講座, 各種表彰式, 展示他	
48	「歯のひろば」(支部主催)	5月～11月	支部所属の行政区住民	歯科健康相談, 歯磨き指導, 歯の健康度テスト他	
	家族介護者向け医療的ケア口腔ケア実践講習会	10/26, 11/9, 11/17, 12/7, 12/15, 2/8, 2/16	府・市民	医科歯科連携の家族介護者向け講習会	
49	公衆衛生啓発冊子の作成		府・市民	歯周病予防, フッ化物歯面塗布, 事業所歯科健診, 禁煙等に係る普及啓発冊子の作成	
50	口腔サポートセンター事業	通年	府・市民	在宅や施設で通院困難な方のお口のことにに関する相談, 訪問診療, 口腔ケアの窓口開設	
51	お薬相談	9/3, 4	府・市民	市民すこやかフェア2011でのお薬相談(みやこめっせ)	(社)京都府薬剤師会
52		9/17, 18	府・市民	SKYふれあいフェスティバル2011でのお薬相談(パルスプラザ)	
53		12/11	府・市民	京都府医療推進協議会イベントでのお薬相談(みやこめっせ)	

番号	事業名	日時	対象	内容	実施団体
54	府民・市民公開講座	11/23	府・市民	くすりとうまくつきあう方法をお知らせします ～知って得するくすりの情報～	(社) 京都府薬剤師会
55	電話によるお薬相談	通年	府・市民	医療用・一般用医薬品、健康食品等の電話相談（飲み合わせや安全性等）	
56	まちの保健室	①毎月第2金曜日 ②5/14 ③その他	府・市民	日常生活チェック、健康なんでも相談、乳がん自己検査法、看護相談、血圧測定、体脂肪測定、子育て支援、禁煙相談	(公社) 京都府看護協会
57	くらしと健康展	10/23	府・市民809名	看護相談・血圧・BMI測定・腹囲測定	
58	地域子育て支援事業	6/2, 11/10	母親・乳児 (6/2 14名, 11/10 15組)	育児不安の緩和と母親がリラックスできる場の提供、仲間づくりの場の提供	
59	健康交流会	3/10	府・市民・会員137名	会員と市民府民との福祉健康交流、健康相談、アロマセラピー、体操等	
60	禁煙推進研修（医療従事者）	10/17	29名	禁煙指導のための研修	
61	禁煙推進研修（看護学生）		延10校1,382名	禁煙指導のための体験研修	
62	電話による栄養相談	通年 電話相談は毎週火曜日1時～5時	府・市民	栄養ケアステーションで地域住民に開放した、来訪・電話による相談窓口とする。栄養・健康・生活習慣病などの相談にあたる。	(公社) 京都府栄養士会
63	いきいき健康フェア		府・市民（親子対象）	参加型のフェア、食育支援事業	
64	くらしと健康展	9月	府・市民	パソコンによる食生活診断、パネル展示	
65	第31回健康づくり提唱のつどい	11月	府・市民	講義・体験コーナー・展示・食事診断（パソコンによる）	
66	栄養成分表示普及店推進	通年	府・市飲食店	栄養成分表示に関わる栄養量計算等（京都府・市協力事業）	
67	パソコン食事診断	通年	府・市民	パソコンを用いて主食・主菜・副菜のバランスがとれているか、一日の食事内容により診断し、その改善を指導していく。各種のイベントに参加し、データを積み重ね、対象者の食事の傾向を経時的に考察していく。	
68	精神保健懇話会	7/14	府・市民	テーマ「新世代の認知行動療法とは何か～アクセプタンス&コミットメント・セラピー（ACT）を中心に～」	(一社) 京都精神保健福祉協会
69	こころの健康づくり大会京都2011	11/16	府・市民	テーマ「地域をささえいのちをつなぐ電話相談」講演とシンポジウム	
70	こころのケア講演会	3/26	府・市民	テーマ「今日の精神医療保健福祉～様々なデータから見る現状と課題～」	
71	機関誌「めんたるへるす京都」発刊	9月, 3月	府・市民	「めんたるへるす京都41」, 「同42」の発行	

番号	事業名	日時	対象	内容	実施団体
72	京都健康創造カレッジ講座	通年	京都市民	健康づくりに関する講座	(財) 京都予防医学センター
73	健康創造カレッジ運動教室	通年	カレッジ学生	健康増進施設での健康運動指導士による多彩な運動プログラムの実施。	
74	リラックス教室	通年	京都市民	日々の疲れを癒し体調を整えるリラックス体操の実施。	
75	「結核の予防とがんを考えるつどい」講演会	9月	府・市民	講演『最近の結核の特徴とその問題点～高齢者結核の観点から～』，『子宮頸がん、子宮体がんとその予防』	
76	体力診断システム	9/3, 4	市民	「市民すこやかフェア」	京都府国民健康保険団体連合会
77	健康づくり講演会	3/8	市民	医師や学識経験者による各種講座	
78	保健師・看護師連絡協議会	6/27	保健師・看護師	講演と各健保組合の意見交換を予定 (講演テーマ「発達障害者の理解と対応」)	健康保険組合連合会京都連合会
79	親と子の水泳教室	7/17	会員組合の被保険者とその家族	京都踏水会において、泳ぎの基本からレベルに応じた実技指導	
80	健康ウォーク	10/30	会員組合の被保険者とその家族	体力づくり事業としてハイキングコースを設定し歩く。 —洛北から下賀茂神社を経て—約10km	
81	生活習慣病改善のための講演と調理教室	3/4	会員組合の被保険者とその家族	講演テーマ「野菜の上手な摂取方法～メタボ予防のための」	
82	生活習慣病予防健診	通年	約250,000人	35歳以上の被保険者を対象とし、がん検診も含んだ総合的な健診を実施(受診率見込 52%)	全国健康保険協会京都支部
83	特定健康診査	通年	約100,000人	40歳以上の被扶養者を対象として実施(受診率見込 11%)	
84	特定保健指導	通年	約30,000人	保健師が事業所を訪問し、健康相談を実施，受診される方は少ない。(実施率見込 4.9%)	
85	健康づくり講座	6月～3月	約1,000人	事業所を訪問し、職場の健康づくり講座を実施する。 (50回) メンタルヘルス・生活習慣病・食事栄養等	
86	メンタルヘルスセミナー	1月～2月	150人	職場の担当者向けのセミナーを府内各地で5回開催	
87	健康づくりセミナー	11月	150人	協会が委嘱している健康保険委員を対象として、生活習慣病予防等のセミナーを実施	
88	疾病予防	通年	全従業員	年2回定期健康診断，健康保険組合事業の人間ドックや家庭対象の婦人検診受診を奨励。	株式会社京都放送
89	健康増進	通年	全従業員	健康保険組合主催のボウリング大会への参加奨励。	
90	禁煙推進	通年	全従業員	全館禁煙とするとともに禁煙室を設置し分煙。	

番号	事業名	日時	対象	内容	実施団体
91	栄養バランスのとれたおいしい学校給食の充実	通年	児童・生徒	米飯を中心に旬の材料を多く取り入れたり、京のおぼんざいなどの伝統食や行事食，京野菜を使った献立を実施。また，栄養のバランスのとれたおいしい献立の充実に努める。	京都市教育委員会
92	総合支援学校における一人一人の障害の実態や年齢にあった給食の充実	通年	総合支援学校児童・生徒	総合支援学校におけるクックチル方式を活用した給食により，特別食（初期・中期・後期）やアレルギー対応食，カロリー調整食など子どもたち一人一人の障害の実態や年齢にあった給食の充実に図る。	
93	運動が習慣化するための教育機会の増加	通年	児童，関係者，市民	○子どもの体力向上総合推進事業…低下傾向にある子どもの体力の向上を図り，子どもの健康，気力の充実，将来にわたってスポーツを通した健全な生活を送れる素地を作るため，各種事業を継続的に実施。○小学校運動部活動…平日の放課後を中心に地域の指導者の協力を得て実施。○小学校部活動地域指導者講習会の実施…指導者を対象に子どもの体力や運動の重要性について理解を深めることを目的に実施。	
94	地域住民に対する夜間・休日の体育館や運動場の貸出	通年	市民	小・中・高・総合支援学校各校に「学校体育施設開放事業運営委員会」を設置し実施。	
95	フッ化物洗口の推進	通年	児童	食生活の変化とともに，歯みがきだけでう蝕を予防することは困難なことから，「フッ化物洗口」の取組を推進し，市立小学校全校で実施するとともにさらなる充実に図る。	
96	学童う歯対策事業の実施	通年	児童	市内に住所を有する小学生を対象に，学童う歯対策事業を実施。	
97	学校・幼稚園における禁煙対策	通年	教職員他	平成16年4月1日から市立学校・幼稚園において，学校敷地内全面禁煙を実施。	
98	プール・トレーニングジムの運営	通年	市民	プール・トレーニングジムを運営し，市民が手軽に運動できる場を提供した。また，医学的検査等をもとに，運動・栄養・休養の生活プログラムを作成し実践的な指導助言を行った。	京都市健康増進センター
99	健康教室の開催	通年	市民	健康づくりを行うメニューとして，水泳やエアロビクスなどの各種運動の実技指導を行った。具体的には，「いきいき筋トレ（基本編）」，「油圧式マシン編」，「パワーヨガ」「水泳」教室などを開講した。また，上京区の元春日小学校校舎で，中・高齢者向け筋トレ教室を実施した。	

番号	事業名	日時	対象	内容	実施団体
100	保険診療の実施	通年	市民	健康度測定とその後の運動指導や栄養指導だけではなく、医療専門職や機器を活用し、より充実した利用者へのフォローが行えるよう、引き続き保険診療や禁煙外来を実施した。	京都市健康増進センター
101	高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア養成講座	3コース（各コース5回受講）	高齢者を対象とした筋力トレーニングに関心があり、地域で普及推進するボランティア活動に興味のある方	京都市が行う高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア養成講座の実施と、ボランティアの活動支援業務を受託した。	
102	介護予防事業の充実	通年	市民	平成17年度に他都市に先駆けて導入した「油圧式筋力トレーニングマシン」を最大限に活用し、センターが京都市の介護予防の中核施設としての役割を果たせるように、シニア体力向上教室、「65歳からのスマイル栄養塾」等の栄養教室を実施した。	
103	健康づくりに関する情報の発信	通年	市民	健康づくりに関して収集した情報や健康増進センターの活動について、インターネットホームページや健康情報誌を通して情報の提供を行った。	
104	こころの健康づくりに関する知識の普及・啓発	9月，3月	市民	機関誌「こころここ」の発行，ホームページの更新，ビデオの貸出，リーフレットの発行	京都市こころの健康増進センター
105	こころの電話相談	月曜から金曜（祝日・休日除く）	市民	こころの悩みから精神障害まで幅広く相談に対応	
106	精神保健相談（心の健康，思春期，アルコール，犯罪被害）	週5回	市民	こころの悩みから精神障害まで幅広く相談，診察を実施	
107	自助グループの活動支援	週3～4回	市民	アルコール，薬物，ギャンブル依存症の回復途上にある市民が互いに交流し，問題解決のために取り組む活動の支援を実施。自死遺族同士がわかちあいをし，互いに支えあうことを目的に活動している。自死遺族サポートチーム「こころのカフェきょうと」の支援を実施。	
108	アルコール依存症者家族教室	月2回	アルコール依存症者の家族	ビデオ，精神科医，心理職，相談員，関係者等の講義，グループミーティングを通し理解を促しその回復を図る。	

番号	事業名	日時	対象	内容	実施団体
109	ひきこもり支援事業 ①ひきこもりについて考える家族教室 ②ひきこもり家族ミーティング ③ひきこもり本人グループ	①年10回 ②月1回 ③月2回	①ひきこもりについて悩んでいる家族 ②ひきこもりについて悩んでいる家族 ③ひきこもっている状態にある本人	①精神科医、心理職、関係者等による講義、グループミーティングをとおしひきこもりの理解と家族のこころの健康の回復を図る。 ②家族同士が互いに交流し、家族のこころの健康の回復を図る。 ③本人同士が互いに交流し、こころの健康の回復を図る。	京都市こころの健康増進センター
110	こころの健康支援パートナーの育成	7～11月	市民	精神保健福祉ボランティア連絡協議会と協同で、○フォローアップ講座○ボランティア講座○ボランティア講演会を実施	
111	こころの健康講座	12月	市民・関係機関	「若者の薬物問題について考える講演会」を兼ねて実施	
112	思春期・青年期精神保健の連携に関する事業	8～2月	市民・関係機関	○連続講座（関係機関が対象）○若者の薬物問題について考える講演会○思春期青年期のこころの健康について考える講演会○運営検討会議（関係機関 年1回開催）	
113	自殺予防対策	随時	市民・関係機関	「きょう いのち ほっとプランー京都市自殺総合対策推進計画」に基づいて取組を実施した。①普及啓発：講演会・シンポジウム(9/10)の開催やパネル展の開催、きょう・いのち・ほっとブック事業の実施(5か所)、市民しんぶん区版挟み込みの作成(8月15日号)・リーフレットの作成。9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間における普及啓発事業を実施した②相談・支援の充実：「自死遺族・自殺予防こころの相談電話」や「多重債務・こころの健康無料相談」、「ハローワークにおけるこころの健康相談会」、「くらしとこころの総合相談会」を実施した。③人材育成：「かかりつけ医・産業医うつ病対応研修会」(12/10)及び「一般科医・精神科医ネットワーク交流会」(7/23)、「自殺予防相談機関研修会」等により人材（ゲートキーパー）の育成を実施した。④自死遺族・自殺未遂者への支援：「自死遺族・自殺予防こころの相談電話」、「こころのカフェ（自死遺族サポートチーム）への支援」、「自死遺族支援者研修会」の開催、「救急医療機関における自殺未遂者支援の検討」を実施した。⑤会議の開催：「京都市自殺総合対策連絡協議会」（7/21、3/26）、「ワーキンググループ」及び「京都市自殺総合対策庁内推進会議」（3/2）を開催した。	

京都市民健康づくりプラン推進に向けた取組

平成 24 年 度(予定)

(平成24年5月28日)

平成24年度取組予定

番号	事業名	日時	対象	内容	実施団体
1	会長集会 会長親睦 ニューススポーツ大会	6/9	各学区の体育振興会会長等	各学区の体育振興会会長等が一同に会し、交流試合（ソフトバレーボール、インドアペタंक）を開催。	京都市体育振興会連合 会
2	第59回京都市ソフトボール大 会、第22回京都市壮年ソ フトボール大会	7/22	各学区体育振興会	各区の予選を勝ち抜いた一般・壮年の代表チームのトー ナメント戦を開催。	
3	第48回京都市バレー ボール祭	9/2	各学区体育振興会	各区から代表約500名の女子選手が参加し、交流試合を開 催。	
4	第24回市民スポーツ フェスティバル	11/3	各学区体育振興会等	約6,000名参加の下、多様な種目（ジョギング、リレー カーニバル、ソフトボール、ソフトバレーボール、グラ ウンド・ゴルフ及びペタंक）を行う。	
5	チャンピオン大会（女 子バレーボール大会）	11/18	各学区体育振興会	各区の予選を勝ち抜いた代表チームのトーナメント戦を 開催。	
6	結核予防とガンについ て	結核予防週間	11行政女性会会員	結核やガンの早期発見について学習会を開催	京都市地域女性連合会
7	結核予防啓発	未定	市民	京都駅前において結核予防に関する啓発活動を実施	
8	健康ガイド掲載	毎月	女性会員、一般市民	毎月女性新聞に健康ガイド掲載	
9	児童、生徒の健康づく り	通年	児童、生徒	協議会を構成する単位PTAにおいて、学校とPTAが一体と なって児童、生徒の健康づくりに取り組む。	京都市PTA連絡協議会
10	集団健診への協力	通年	市民	集団健診会場における受付など	京都市保健協議会連合 会
11	公衆衛生の向上に関す る普及啓発	通年	市民	健康づくり等の公衆衛生の向上に関する啓発物の地域に おける配布	
12	料理講習会	7/6, 13	老人クラブ会員	大阪ガスグループ福祉財団と共催で、健康づくり料理講習会 を大阪ガスクッキングスクール京都で開催。	(一社)京都市老人ク ラブ連合会
13	市老連ゲートボール大会	9/6	老人クラブ会員	各区老連から参加。	
14	市老連グラウンド・ゴ ルフ大会	10/11	老人クラブ会員	各区老連から参加。	
15	京都ウォーキング大会	11/1	老人クラブ会員	大阪ガスグループ福祉財団と共催で、鴨川堤～植物園の ウォーキング大会を開催。	
16	市老連ペタंक大会	11/15	老人クラブ会員	各区老連から参加。	
17	市老連ボウリング大会	12/7	老人クラブ会員	各区老連から参加。	
18	健康教室	1/29	老人クラブ会員	大阪ガスグループ福祉財団と共催で、講演及び体操を行 う。ひと・まち交流館京都で開催。	
19	社交ダンスの集い	未定	老人クラブ会員	各区老連から参加。	

番号	事業名	日時	対象	内 容	実施団体
20	食育研修	通年	保育士，栄養士等	各保育園における給食について研究	(社) 京都市保育園連盟
21	保育園給食業務相談	通年	保育士，栄養士等	給食指導，完全給食の実施検討，食物アレルギーへの対応等，給食業務の巡回指導	
22	看護技術講習会	7月	保育士	保育者を対象とし，看護知識の理論と技術の訓練を行い，保育内容の向上をはかる。	
23	各区対抗バレーボール大会	6/23	園長，保育士，栄養士等	職員の体力向上をめざすとともに，親睦をはかる。	
24	各区対抗ボウリング大会	1月	園長，保育士，栄養士等	職員の体力向上をめざすとともに，親睦をはかる。	
25	たのしいクォーターテニスのつどい	6/30	京都市私立幼稚園教職員	だれでも簡単に手軽にできるクォーターテニスを楽しみながら体力向上を図ると共に普及にも努める。	(社) 京都市私立幼稚園協会
26	第28回京私幼協会教職員ボウリング大会	8/31	京都市私立幼稚園教職員	多数の教職員に参加をよびかけ楽しみながら体力向上を図る。	
27	禁煙	通年	各小学校	「学校敷地内禁煙」の実施	京都市小学校長会
28	禁煙	通年	全中学校	「学校敷地内禁煙」の実施	京都市立中学校長会
29	禁煙	通年	連合会所属の学校法人役員・校長・教職員，保護者会連合会役員等・事務局・来訪者すべて	会議等一切禁煙	京都府私立中学高等学校連合会
30	健診結果の相互提供	通年	被保険者	保険者（文部科学省共済組合）と連携し，事業者として行う健診結果と保険者が助成する人間ドック結果を相互提供して活用する。	京都大学健康科学センター
31	長期休業からの復職支援	通年	被保険者	長期休業からの復帰後も安定的に働けるよう復職支援を行う。	
32	パンフレット等の設置	通年	会員及び会館利用者	健康づくりに関するパンフレット等を会館内窓口に設置	京都商工会議所
33	京都勤労者健康づくりフェア	10/7	京都府民及び府内に働くすべての勤労者とその家族	フィットネス体験や健康づくりに関する講習等を実施	京都労働者福祉協議会
34	第63回勤労者文化祭野球大会	10/6, 13, 20	京都府内にある事業所の勤労者で組織するチーム	殿田球場	
35	2012年度（第53回）京都労福協卓球大会	9/9	京都府内在住及び勤労者と京都卓球協会の勤労者会員	伏見港公園体育館	
36	ボウリング大会，チャリティゴルフ大会	春～秋	加盟団体勤労者	丹後，宮津，舞鶴，福知山，綾部，口丹，乙訓，南，伏見，南山城の各地区で実施予定	
37	はつらつウォーキング	年1回	はつらつ会会員とお知合い	健康づくりを目的とした野外ウォーキング	(一財) 京都工場保健会
38	はつらつ寄席	9月	はつらつ会会員とお知合い	健康は笑いからを目的に寄席を聞く。	
39	健康セミナー	3月	はつらつ会会員とお知合い	健康に関する情報提供	

番号	事業名	日時	対象	内容	実施団体
40	研修・セミナー	24年度に113回	産業保健関係者(産業医・産業看護職・衛生管理者等)	産業保健に関する専門的かつ実践的な研修・セミナーを実施。テーマは「過重労働対策」「職場におけるメンタルヘルス対策」等	京都産業保健推進センター
41	窓口相談	開所日	産業保健関係者(産業医・産業看護職・衛生管理者等)	各分野の専門スタッフが健康管理・健康教育等の産業保健活動全般に関する相談に応じる。	
42	情報提供	開所日	産業保健関係者(産業医・産業看護職・衛生管理者等)	産業保健に関する図書・ビデオの閲覧を行う。また、メールマガジン(月1回)を発行し、産業保健の啓発に努める。	
43	第39回くらしと健康展	未定	府民・市民	23年度と同様に、「健康相談コーナー」をはじめ、「超音波骨密度測定」「血管年齢チェック」「糖尿病」「禁煙」「検査」「看護」「食生活」「放射線」「AED救急」「運動教室」「市民啓発パネル」等のブースを設置し、医療や福祉についての対話型・体験型の啓発イベントとして実施する予定。	(社) 京都府医師会
44	第19回京都府医師会「健康講座」	未定	府民・市民	23年度と同様に、一般府・市民を対象に、分かりやすい内容で健康に関する啓発的な講演を行う。講師には、例年どおり、各分野の学識経験者、専門医師を迎える予定。	
45	「歯のひろば」(本会主催)	6/3	府・市民	歯科健康相談, 歯磨き指導, 歯の健康度テスト他	(社) 京都府歯科医師会
46	「いい歯の日週間」記念行事	11月初旬	府・市民	公開講座, 各種表彰式, 展示他	
47	「歯のひろば」(支部主催)	5月～11月	支部所属の行政区住民	歯科健康相談, 歯磨き指導, 歯の健康度テスト他	
48	家族介護者向け医療的ケア口腔ケア実践講習会	8月～2月(通算10回開催)	府・市民	医科歯科連携の家族介護者向け講習会	
49	公衆衛生啓発冊子の作成		府・市民	歯周病予防, フッ化物歯面塗布, 事業所歯科健診, 禁煙等に係る普及啓発冊子の作成	
50	口腔サポートセンター事業	通年	府・市民	在宅や施設で通院困難な方のお口のことにに関する相談, 訪問診療, 口腔ケアの窓口開設	
51	お薬相談	9/1, 2	府・市民	市民すこやかフェア2012でのお薬相談(みやこめっせ)	(社) 京都府薬剤師会
52		9/15, 16	府・市民	SKYふれあいフェスティバル2012でのお薬相談(パルスプラザ)	
53		11/18	府・市民	京都府医療推進協議会イベントでのお薬相談(みやこめっせ)	
54	府民・市民公開講座	未定	府・市民	平成23年度と同様に開催予定	
55	電話によるお薬相談	通年	府・市民	医療用・一般用医薬品, 健康食品等の電話相談(飲み合わせや安全性等)	

番号	事業名	日時	対象	内容	実施団体
56	まちの保健室	①5/14 ②その他未定	府・市民	日常生活チェック，健康なんでも相談，乳がん自己検査法，看護相談，血圧測定，体脂肪測定，子育て支援，禁煙相談	(公社) 京都府看護協会
57	くらしと健康展	未定	府・市民	看護相談・血圧・BMI測定・腹囲測定	
58	地域子育て支援事業	未定	母親・乳児	育児不安の緩和と母親がリラックスできる場の提供，仲間づくりの場の提供	
59	健康交流会	2/2	府・市民・会員	会員と市民府民との福祉健康交流，アロマセラピー等	
60	禁煙推進研修（医療従事者）	10/19	医療従事者	禁煙指導のための研修	
61	禁煙推進研修（看護学生）	未定	延8校	禁煙指導のための体験研修	
62	電話による栄養相談	通年 電話相談は毎週火曜日1時～5時	府・市民	栄養ケアステーションで地域住民に開放した，来訪・電話による相談窓口とする。栄養・健康・生活習慣病などの相談にあたる。	(公社) 京都府栄養士会
63	いきいき健康フェア	未定	府・市民（親子対象）	テーマ未定，参加型のフェア，食育支援事業	
64	くらしと健康展	9月	府・市民	テーマ未定 パソコンによる食生活診断，パネル展示	
65	第32回健康づくり提唱のつどい	10月	府・市民	テーマ未定 講義・体験コーナー・展示・食事診断（パソコンによる）	
66	栄養成分表示普及店推進	通年	府・市飲食店	栄養成分表示に関わる栄養量計算等（京都府・市協力事業）	
67	パソコン食事診断	通年	府・市民	パソコンを用いて主食・主菜・副菜のバランスがとれているか，一日の食事内容により診断し，その改善を指導していく。各種のイベントに参加し，データを積み重ね，対象者の食事の傾向を経時的に考察していく。	
68	精神保健懇話会	7/9	府・市民	テーマ「災害とこころのケア」（予定）	(一社) 京都精神保健福祉協会
69	こころの健康づくり大会京都2012	11/21	府・市民	テーマ「認知症を考える～若年性認知症について～」（予定）	
70	こころのケア講演会	3月頃	府・市民	テーマ「障害者権利条約について」（予定）	
71	機関誌「めんたるへるす京都」発行	9月，3月	府・市民	「めんたるへるす京都43」，「同44」の発行	
72	京都健康創造カレッジ講座	通年	京都市民	健康づくりに関する講座	(財) 京都予防医学センター
73	健康創造カレッジ運動教室	通年	カレッジ学生	健康増進施設での健康運動指導士による多彩な運動プログラムの実施。	
74	リラックス教室	通年	京都市民	日々の疲れを癒し体調を整えるリラックス体操の実施。	
75	「結核の予防とがんを考えるつどい」講演会	9月	府・市民	テーマ 結核と消化器がんについて（仮題）	
76	京都労働管理会	11月	産業保健関係者	テーマ 歯周病について（仮題）	

番号	事業名	日時	対象	内 容	実施団体
77	体験コーナー（予定）	9/1, 2	市民	「市民すこやかフェア」	京都府国民健康保険団体連合会
78	健康づくり講演会	3月	市民	医師や学識経験者による各種講座	
79	保健師・看護師連絡協議会	6月	保健師・看護師	講演と各健保組合の意見交換を予定（講演テーマ未定）	健康保険組合連合会京都連合会
80	親と子の水泳教室	7月	会員組合の被保険者とその家族	京都踏水会において、泳ぎの基本からレベルに応じた実技指導	
81	健康ウォーク	10月	会員組合の被保険者とその家族	体力づくり事業としてハイキングコースを設定し歩く。	
82	生活習慣病改善のための講演と調理教室	3月	会員組合の被保険者とその家族	講演と調理実習（講演テーマ 未定）	
83	生活習慣病予防健診	通年	約250,000人	35歳以上の被保険者を対象とし、がん検診も含んだ総合的な健診を実施（受診率目標 52%）	全国健康保険協会京都支部
84	特定健康診査	通年	約100,000人	40歳以上の被扶養者を対象として実施（受診率目標 15%）	
85	特定保健指導	通年	約30,000人	保健師が事業所を訪問し、健康相談を実施。（実施率目標 14%）	
86	健康づくり講座	6月～3月	約1,000人	事業所を訪問し、職場の健康づくり講座を実施する。（50回予定） メンタルヘルス・生活習慣病・食事栄養等	
87	メンタルヘルス講座	6月～2月	約1,000人	職場を訪問し、メンタルヘルスに特化したセミナーと個別相談を実施（100回予定）	
88	健康づくりセミナー	11月	150人	協会が委嘱している健康保険委員を対象として、生活習慣病予防等のセミナーを実施	株式会社京都放送
89	疾病予防	通年	全従業員	年2回定期健康診断、健康保険組合事業の人間ドックや家庭対象の婦人検診受診を奨励。	
90	健康増進	通年	全従業員	健康保険組合主催のボウリング大会への参加奨励。	
91	禁煙推進	通年	全従業員	全館禁煙とするとともに禁煙室を設置し分煙。	京都市教育委員会
92	栄養バランスのとれたおいしい学校給食の充実	通年	児童・生徒	米飯を中心に旬の材料を多く取り入れたり、京のおばんざいなどの伝統食や行事食、京野菜を使った献立を実施。また、栄養のバランスのとれたおいしい献立の充実に努める。	
93	総合支援学校における一人一人の障害の実態や年齢にあった給食の充実	通年	総合支援学校児童・生徒	総合支援学校におけるクックチル方式を活用した給食により、特別食（初期・中期・後期）やアレルギー対応食、カロリー調整食など子どもたち一人一人の障害の実態や年齢にあった給食の充実を図る。	

番号	事業名	日時	対象	内容	実施団体
94	運動が習慣化するための教育機会の増加	通年	児童，関係者，市民	○子どもの体力向上総合推進事業…低下傾向にある子どもの体力の向上を図り，子どもの健康，気力の充実，将来にわたってスポーツを通した健全な生活を送れる素地を作るため，各種事業を継続的に実施。○小学校運動部活動…平日の放課後を中心に地域の指導者の協力を得て実施。○小学校部活動地域指導者講習会の実施…指導者を対象に子どもの体力や運動の重要性について理解を深めることを目的に実施。	京都市教育委員会
95	地域住民に対する夜間・休日の体育館や運動場の貸出	通年	市民	小・中・高・総合支援学校各校に「学校体育施設開放事業運営委員会」を設置し実施。	
96	フッ化物洗口の推進	通年	児童	食生活の変化とともに，歯みがきだけでう蝕を予防することは困難なことから，「フッ化物洗口」の取組を推進し，市立小学校全校で実施するとともにさらなる充実を図る。	
97	学童う歯対策事業の実施	通年	児童	市内に住所を有する小学生を対象に，学童う歯対策事業を実施。	
98	学校・幼稚園における禁煙対策	通年	教職員他	平成16年4月1日から市立学校・幼稚園において，学校敷地内全面禁煙を実施。	
99	介護予防事業の推進	通年	市民（40歳以上）	シニア体力向上教室，低栄養相談，健康ダイエット教室等を開催し，生活機能低下の早期発見・早期対応により生活機能の維持向上を図る。	京都市健康増進センター
100	中高年齢者の保健指導事業等の推進	通年	市民（40歳以上）	健康度の確認，有酸素運動，筋力トレーニング及び食生活の改善に関する学習，実践指導を行うことにより，生活習慣病の予備群等の減少を図る。	
101	中高年齢者の健康増進事業の推進	通年	市民（40歳以上）	運動負荷試験等に基づき作成した生活プログラム及び有酸素運動による指導並びに筋力トレーニング教室の開催により，中高年齢者の健康づくりの推進に取り組む。	
102	診療所の運営事業	通年	市民	医師の診察や骨密度・運動負荷試験等の医学的検査により把握した健康度に基づき生活プログラムを作成し，健康増進に関する指導を行う。また，特定健康診査や特定保健指導にも取り組む。	
103	健康づくり関連団体等との連携協力並びに調査研究及び普及啓発事業	通年	市民	各団体や個人が自主的に健康づくりに取り組めるよう，関連団体の指導・啓発を行い，地域での健康づくりに関する取組に対し積極的な支援活動を行う。また，健康づくりに関する調査研究結果のホームページ等への掲載を行い，健康づくりに関する理論・方法の周知に努める。	
104	青少年等の健全な身体 の増進事業	通年	市民	プール・トレーニングジムの利用及び各種スポーツ教室の開催により，青少年等の健全な身体の育成等を行う。	

番号	事業名	日時	対象	内容	実施団体
105	保険診療等の実施	通年	市民	内科及び小児科の保険診療を行う。	京都市こころの健康増進センター
106	こころの健康づくりに関する知識の普及・啓発	9月，3月頃	市民	機関誌「こころここ」の発行，ホームページの更新，ビデオの貸出，リーフレットの発行	
107	こころの電話相談	月曜から金曜（祝日・休日除く）	市民	こころの悩みから精神障害まで幅広く相談に対応	
108	精神保健相談（心の健康，思春期，アルコール，犯罪被害）	週5回	市民	こころの悩みから精神障害まで幅広く相談，診察を実施	
109	自助グループの活動支援	週3～4回	市民	アルコール，薬物，ギャンブル依存症の回復途上にある市民が互いに交流し，問題解決のために取り組む活動の支援を実施。自死遺族同士がわかちあいをし，互いに支えあうことを目的に活動している。自死遺族サポートチーム「こころのカフェきょうと」の支援を実施。	
110	アルコール依存症者家族教室，家族ミーティング	月1～2回	アルコール依存症者の家族	ビデオ，精神科医，心理職，相談員，関係者等の講義，グループミーティングをとおり理解を促しその回復を図る。	
111	ひきこもり支援事業 ①ひきこもりについて考える家族教室 ②ひきこもり家族ミーティング ③ひきこもり本人グループ	①年5回 ②月1回 ③月2回	①ひきこもりについて悩んでいる家族 ②ひきこもりについて悩んでいる家族 ③ひきこもっている状態にある本人	①精神科医，心理職，関係者等による講義，グループミーティングをとおりひきこもりの理解と家族のこころの健康の回復を図る。 ②家族同士が互いに交流し，家族のこころの健康の回復を図る。 ③本人同士が互いに交流し，こころの健康の回復を図る。	
112	こころの健康支援パートナーの育成	9月～11月	市民	精神保健福祉ボランティア連絡協議会と協同で，○フォローアップ講座○ボランティア講座○ボランティア講演会を実施	
113	思春期・青年期精神保健の連携に関する事業	10月～2月頃	市民・関係機関	○思春期・青年期の精神保健講座（関係機関が対象）○若者の薬物問題について考える講演会○思春期青年期のこころの健康について考える講演会○運営検討会議（関係機関 年1回開催）	

番号	事業名	日時	対象	内容	実施団体
114	自殺予防対策	随時	市民・関係機関	「きょう いのち ほっとプランー京都市自殺総合対策推進計画」に基づいて取組を進めていく。①普及啓発：講演会・シンポジウム・研修会の開催やパネル展の開催，きょう・いのち・ほっとブック事業の実施，市民しんぶん区版挟み込みの作成・リーフレットの作成，9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間における普及啓発を行う。②相談・支援の充実：「くらしとこころの総合相談会」の定例開催，「自死遺族・自殺予防こころの相談電話」を行う。③人材育成：「かかりつけ医・産業医うつ病対応研修会」及び「一般科医・精神科医ネットワーク交流会」，地域団体，ボランティア，企業関係者等に対する研修により人材（ゲートキーパー）の育成を行う。④自死遺族・自殺未遂者への支援：「自死遺族・自殺予防こころの相談電話」，「こころのカフェ（自死遺族サポートチーム）への支援」，「自死遺族支援者研修会」の開催，救急医療機関の関係者に対して研修会を実施する。⑤会議の開催：「京都市自殺総合対策連絡協議会」，「ワーキンググループ」及び「京都市自殺総合対策庁内推進会議」を開催する。	京都市こころの健康増進センター

(京都市民健康づくり推進会議資料)

平成 24 年 5 月 28 日
京 都 市 保 健 福 祉 局

「京都市民健康づくりプラン」の取組結果について

1 策定の経緯

- ・ 京都市では、国が進めている 21 世紀における国民の健康づくり運動「健康日本 21」の趣旨を踏まえ、壮年期死亡の減少や健康寿命（寝たきりや認知症にならない状態で、健康で明るく元気に生活できる期間）の延伸，生活の質の向上を目的とした「京都市民健康づくりプラン」（以下「プラン」という。）を平成 14 年 3 月に策定した。

2 これまでの取組

- ・ 京都市民健康づくりプランでは、「栄養・食生活」，「休養・こころの健康」，「歯の健康」，「喫煙」等，10 の分野ごとに重点方針と全 62 の数値目標を掲げ，市民の自主的な健康づくり活動を推進してきた。
- ・ 市民の健康意識の高まりを受けて，平成 19 年度に同プランの中間評価を行うとともに，各分野ごとに，新「京(みやこ)・食育推進プラン」，「京都市口腔保健推進行動指針（歯ッピー・スマイル京都）」等のより具体的な行動指針等を順次策定し，取組の充実を図ってきた。

3 取組状況の総括

- ・ 全 62 の数値項目の達成状況は，下記のとおり。A の「目標に達したもの」と B の「目標値に達していないが目標に近づいているもの」を合わせ，全体の約 6 割で一定の改善が見られた。

評価区分*	該当項目数＜割合＞
A 目標値に達したもの	17 項目＜27.4%＞
B 目標値に達していないが目標に近づいているもの	22 項目＜35.5%＞
C 目標値から遠ざかっているもの	22 項目＜35.5%＞
D 評価困難	1 項目＜ 1.6%＞

* プラン策定時（中間評価時に新たに調べた数値項目については中間評価時）と具体的な行動指針策定時（直近データ等の得られるものについてはその値）を比較。

【主なもの】

A：・3歳児におけるむし歯のある者の割合

- ・公共性の高い場や職場での禁煙・空間分煙の実施
- ・メタボリックシンドロームを認知している市民の割合 など

B：・食塩摂取量

- ・自殺による死亡率
- ・未成年者の喫煙の割合
- ・妊娠中の喫煙の割合
- ・メタボリックシンドロームの該当者・予備群 など

C：・朝食の喫食率

- ・高齢者の外出について積極的な態度を持つ者の割合
- ・未成年者の飲酒の割合
- ・妊娠中の飲酒の割合
- ・心疾患死亡率 など

D：・京都市基本健康診査の受診率

※ 国の医療制度改革により、「老人保健法」に基づき市町村で実施していた「基本健康診査」が平成 19 年度で終了となり，平成 20 年度以降「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき医療保険者が「特定健康診査・特定保健指導」を実施することとなったため，市町村単位での受診率把握が困難となった。

京都市民健康づくりプラン 進捗状況

A・・・目標を既に達成しているもの
B・・・目標は達成していないが、数字が目標に近づいているもの
C・・・数値が目標から遠ざかっているもの

※ *のある評価は、当初評価と別の基準の調査資料で代用したもの
※ -は、別の基準で評価したため、当該評価時のデータの無いもの

分野	No	項 目	プラン策定時		目 標	中間評価時		評価	現況値(H24.3.31現在)		評価
			状 況	出 典		状 況	出 典		状 況	出 典	
栄養・食生活	1	朝食の喫食率(毎日食べる)	90.0%	⑪3歳児健康づくり生活習慣調査	100%	92%	⑮健康づくり生活習慣調査	B	94%	22食育に関するアンケート調査	B
	2	おやつ時間を決めて食べている者の割合	57.4%	⑪3歳児健康づくり生活習慣調査	68%以上	59.9%	⑮健康づくり生活習慣調査	B	56.8%	22食育に関するアンケート調査	C
	3	おやつ量を決めて食べている者の割合	79.2%	⑪3歳児健康づくり生活習慣調査	90%以上	87.1%	⑮健康づくり生活習慣調査	B	86.0%	22食育に関するアンケート調査	B
	4	児童生徒の肥満の割合(平均値の120%以上)	小学生 6.5% 中学生 6.3%	⑬京都市児童生徒定期健康診断集計表	5%以下	小学生 5.6% 中学生 6.3%	⑮市立学校定期健診実績	B	—	—	—
		※児童生徒の肥満の割合	—	—	—	—	—	—	小学生 5.9% 中学生 8.1%	22市立学校定期健診実績 ※積算基準を国に合わせた。	C
	5	児童生徒のやせの割合(平均値の90%未満)	小学生 10.0% 中学生 10.1%	⑬京都市児童生徒定期健康診断集計表	7%以下	小学生 9.9% 中学生 14.2%	⑮市立学校定期健診実績	C	—	—	—
		※児童生徒のやせの割合	—	—	—	—	—	—	小学生 2.7% 中学生 4.3%	22市立学校定期健診実績 ※積算基準を国に合わせた。	A*
	6	肥満の割合(BMI≧25.0)(15歳以上)	男性 20.1% 女性 10.9%	⑪市民健康づくり生活習慣調査	男性 15%以下 女性 10%以下	男性 21.8% 女性 18.6%	⑮府民健康・栄養調査等	C	男性 20.2% 女性 11.9%	22食育に関するアンケート調査	C
	7	女性におけるやせの割合(BMI<18.5)	20歳代 19.6% 30歳代 19.0%	⑪市民健康づくり生活習慣調査	15%以下	20歳代 28.6% 30歳代 15.4%	⑮府民健康・栄養調査等	—	20歳代 20.0% 30歳代 20.8%	22食育に関するアンケート調査	C
		(参考)女性におけるやせの割合(BMI<18.5)	—	—	—	20歳代 27.8% 30歳代 24.7%	女性健康診査受診者 (H16.9～H17.8)	C*	—	—	—
	8	朝食の喫食率(20歳代)	男性 71.1% 女性 83.9%	⑪市民栄養調査	85%以上	男性 71.4% 女性 93.1%	⑮府民健康・栄養調査等	B	男性 60.6% 女性 59.5%	22食育に関するアンケート調査	C
	9	食塩摂取量(1人1日あたり)	成人 11.9g	⑪市民栄養調査	10g未満	11.1g	⑮府民健康・栄養調査等	B	10.5g	19～23国民健康栄養調査	B
	10	野菜の摂取量(1人1日あたり) うち緑黄色野菜の摂取量(1人1日あたり)	成人 293g 成人 102g	⑪市民栄養調査	350g以上 120g以上	324.3g うち104.4g	⑮府民健康・栄養調査等	B	277.4g 106.4g	19～23国民健康栄養調査	C
	11	牛乳・乳製品の摂取量(1人1日あたり)	成人 133g	⑪市民栄養調査	130g以上	111.3g	⑮府民健康・栄養調査等	C	110.1g	19～23国民健康栄養調査	C
	12	豆類の摂取量(1人1日当たり)	成人 60g	⑪市民栄養調査	100g以上	59.2g	⑮府民健康・栄養調査等	C	58.4g	19～23国民健康栄養調査	C
身体活動・運動	13	中学校給食の実施校の割合	市立中学校34校	⑬事業実績	全校実施	全校実施	実績	A	全校実施	実績	A
	14	食品の栄養成分表示を知っていて内容がわかり参考にする者の割合	15歳以上 47.7%	⑪市民健康づくり生活習慣調査	62%以上	—	—	—	54.5%	22食育に関するアンケート調査	B
	15	外食栄養成分表示店	—	—	ふやす	83店舗	⑮実績	—	257店舗	22実績	A
	16	ふだん、家の中で遊ぶ子どもの割合	51.6%	⑪3歳児健康づくり生活習慣調査	41%以下	60.8%	⑮健康づくり生活習慣調査	C	—	—	—
		※平日の日中、自宅で遊ぶ子どもの割合	—	—	—	—	—	—	46.9%	⑳子育て支援に関する市民ニーズ調査	B*
	17	テレビ・ビデオを見る時間が1日2時間以上の子どもの割合	82.0%	⑪3歳児健康づくり生活習慣調査	52%以下	44.3%	⑮健康づくり生活習慣調査	A	—	—	—
		※テレビ・ビデオを見る時間が1日2時間以上の子どもの割合	—	—	—	—	—	—	31.8%	⑳市立幼稚園PTA「ノーテレビ・ノーゲームデー」実施状況アンケート	A*
	18	日常生活における歩数(15歳以上)	男性 8,815歩 女性 7,479歩	⑪市民栄養調査	男性 9,200歩以上 女性 8,300歩以上	男性 7,666歩 女性 6,201歩	⑮府民健康・栄養調査等	C	男性 7,722歩 女性 6,842歩	19～23国民健康栄養調査	C
	19	運動習慣者の割合(1日30分以上の運動を、週2回以上実施し、1年以上持続している者)(20歳以上)	男性 22.3% 女性 32.7%	⑪市民栄養調査	男性 33%以上 女性 43%以上	男性 36.8% 女性 34.3%	⑮府民健康・栄養調査等	B	—	—	—
		※この1年間に週1回以上運動を行った人の割合	20代 38.3% 30代 29.0% 40代 33.8% 50代 39.0% 60代 40.0% 70代 36.4%	⑫市民のスポーツに関する意識・活動状況調査	—	—	—	—	20代 42.9% 30代 39.4% 40代 53.4% 50代 46.7% 60代 57.9% 70代 46.7%	22市民のスポーツに関する意識・活動状況調査	A*
	20	外出について積極的な態度を持つ者の割合	—	—	ふやす	—	—	—	—	—	—
		※毎日外出する者の割合(65歳以上)	—	—	—	39.2%	⑰高齢者の生活と健康に関する調査	—	28.8%	22高齢社会対策実態調査	C*
		(参考)ほとんど外出しない者の割合	⑪5.8%	—	—	⑰2.6%	⑰高齢者の生活と健康に関する調査	—	3.8%	22高齢社会対策実態調査	—
	21	何らかの地域活動をしている者の割合	—	—	ふやす	—	—	—	—	—	—
		※地域行事(祭など地域の催し物の世話等) ※生活安全活動(交通安全、防犯・防災等) ※生活環境改善(交通安全、緑化推進、まちづくり	—	—	—	16.3% 8.6% 7.3%	⑰高齢者の生活と健康に関する調査	—	16.9% 7.1% 6.7%	22高齢社会対策実態調査	C*

京都市民健康づくりプラン 進捗状況

A・・・目標を既に達成しているもの
B・・・目標は達成していないが、数字が目標に近づいているもの
C・・・数値が目標から遠ざかっているもの

※ *のある評価は、当初評価と別の基準の調査資料で代用したもの
※ -は、別の基準で評価したため、当該評価時のデータの無いもの

分野	No	項 目	プラン策定時		目 標	中間評価時			現況値(H24.3.31現在)		
			状 況	出 典		状 況	出 典	評価	状 況	出 典	評価
休 養・こころの健康	22	最近1ヶ月間に不満、悩み、苦勞、ストレスを感じた者の割合(15歳以上)	62.3%	⑪市民健康づくり生活習慣調査	56%以下	52.4%	⑮府民健康・栄養調査等	A	—	—	—
		※最近1ヶ月間に不満、悩み、苦勞、ストレスを感じた者の割合(20歳以上)	61.9%	⑪市民健康づくり生活習慣調査	—	—	—	—	67.4%	21こころの健康づくりに関する意識調査	C*
	23	いつもの睡眠時間内で眠れていない者の割合(15歳以上)	16.1%	⑪市民健康づくり生活習慣調査	14%以下	21.2%	⑮府民健康・栄養調査等	C	—	—	—
		※睡眠時間(20歳以上) 6時間未満 6時間～8時間 8時間以上	12.1% 60.5% 18.6%	⑪市民健康づくり生活習慣調査	—	—	—	—	34.0% 54.9% 9.9%	21こころの健康づくりに関する意識調査	C*
	24	眠りを助けるために睡眠補強剤(睡眠薬・精神安定剤)やアルコールを使うことのある者の割合(ほとんど毎日使用, 15歳以上) ※寝付きをよくするためにお酒をのむことのある者の割合(15歳以上)	16.9% —	⑪市民健康づくり生活習慣調査 —	15%以下 —	6.5% —	⑮府民健康・栄養調査等 —	A —	— 13.2%	— 23健康と運動に関する調査	— A*
	25	自殺による死亡率(人口10万人対)	25.1	⑫人口動態統計	17以下	21.3	⑰厚労省人口動態統計	B	22.4	22厚労省人口動態統計	B
歯の健康	26	3歳児におけるむし歯のある者の割合	33.0%	⑬3歳児健診実績	20%以下	23.2%	⑮3歳児健診実績	B	(参考)18.6%	223歳児健診実績	A
	27	3歳児でフッ化物歯面塗布を受けた者の割合	32.6%	⑫フッ化物物事業実績	50%以上	36.4%	⑮フッ化物物事業実績	B	(参考)53.9%	22フッ化物物事業実績	A
	28	6歳児におけるむし歯のある者の割合	64.8%	⑬京都市児童生徒定期健康診断集計表	50%以下	58.1%	⑮市立学校定期健診実績	B	(参考)51.6%	22市立学校定期健診実績	B
	29	12歳児における永久歯の1人平均むし歯の数	2.0歯	⑬京都市児童生徒定期健康診断集計表	1歯以下	1.51歯	⑮市立学校定期健診実績	B	(参考)1.02歯	22市立学校定期健診実績	B
	30	この1年間に歯石除去や歯面清掃を受けている者の割合	20歳以上 38.0%	⑬市政総合アンケート調査	50%以上	45.2%	⑮歯科保健に関する調査	B	—	—	B
	31	この1年間に歯科健診を受けている者の割合	20歳以上 32.9%	⑬市政総合アンケート調査	40%以上	43.1%	⑮歯科保健に関する調査	A	—	—	A
	32	歯肉に所見を有する者の割合(歯周コード1以上)	40歳代 92.3% 50歳代 94.0%	11成人・妊婦歯科相談実績	65%以下	40歳代 72.3% 50歳代 75.8%	⑮成人・妊婦歯科相談実績	B	(参考) 40歳代 51.9% 50歳代 84.4%	22成人・妊婦歯科相談実績	B
	33	歯間部清掃具を使用している者の割合(デンタルフロスや歯間ブラシ)	40歳代 51.6% 50歳代 50.2%	⑬市政総合アンケート調査	60%以上	40歳代 61.6% 50歳代 56.7%	⑮歯科保健に関する調査	B	—	—	B
	34	60歳代における25本以上の自分の歯を有する者の割合	48.0%	⑬市政総合アンケート調査	55%以上	52.5%	⑮歯科保健に関する調査	B	—	—	B
	35	80歳代における20本以上の自分の歯を有する者の割合	20.8%	⑬市政総合アンケート調査	30%以上	22.7%	⑮歯科保健に関する調査	B	—	—	B
喫 煙	36	未成年者の喫煙の割合(15歳～19歳) → 新プランでは、13歳～19歳に変更 (参考)未成年者の喫煙の割合(15歳～19歳)	10.7% 6.2%	⑪市民健康づくり生活習慣調査 ⑬国民生活基礎調査	なくす —	— 7.1%	— ⑯国民生活基礎調査	— C*	3.0% —	22受動喫煙の防止対策に関する意識調査 —	B —
	37	妊娠中の喫煙の割合 ※妊娠中の喫煙の割合	— 9.3%	— ⑯健康づくり生活習慣調査(飲酒・喫煙, 4か月児)	なくす —	— 7.7%	— ⑮健康づくり生活習慣調査(飲酒・喫煙, 4か月児)	— B*	— 5.3%	— ⑳母子保健に関する意識調査	— B*
	38	成人の喫煙していない者の割合 (参考)成人の喫煙していない者の割合	男性 54.3% 女性 83.3% 男性 56.9% 女性 84.2%	⑪市民健康づくり生活習慣調査 ⑬国民生活基礎調査	男性66%以上 女性88%以上 —	男性 59.7% 女性 67.9% 男性 59.2% 女性 84.8%	⑮府民健康・栄養調査等 ⑯国民生活基礎調査	— B*	男性 69.3% 女性 87.5% —	22受動喫煙の防止対策に関する意識調査 —	B —
	39	禁煙支援教室やセミナー等に参加する者の割合	—	—	ふやす	201人	⑰事業実績	—	768人	22事業実績	A
	40	保健医療機関(医療機関, 保健所等)での禁煙の実施(建物内禁煙)	—	—	100%	病院 39.5% 保健所 57.2%	⑮喫煙調査	—	病院 93.7% 保健センター 100%	22公共施設等の受動喫煙防止対策調査	B
	41	教育機関(学校, 児童福祉施設等)での禁煙の実施(建物内禁煙)	—	—	100%	44.1%	⑮喫煙調査	—	93.4%	22公共施設等の受動喫煙防止対策調査	B
	42	市の公の施設での禁煙・空間分煙の実施 ※市の公の施設での禁煙・空間分煙の実施(不完全分煙を含む。) (参考)市の公の施設での禁煙・空間分煙の実施(完全分煙)	— — —	— — —	ふやす — —	85.9% 86.6% —	⑱各施設照会調査 ⑮喫煙調査 —	— — —	— 100.0% 93.9%	— 22公共施設等の受動喫煙防止対策調査 22公共施設等の受動喫煙防止対策調査	— A —
	43	公共性の高い場や職場での禁煙・空間分煙の実施(不完全分煙を含む。) (参考)公共性の高い場や職場での禁煙・空間分煙の実施(完全分煙)	— —	— —	ふやす —	82.9% —	⑮喫煙調査 —	— —	85.3% 78.1%	22公共施設等の受動喫煙防止対策調査 22公共施設等の受動喫煙防止対策調査	A —

京都市民健康づくりプラン 進捗状況

A・・・目標を既に達成しているもの
B・・・目標は達成していないが、数字が目標に近づいているもの
C・・・数値が目標から遠ざかっているもの

※ *のある評価は、当初評価と別の基準の調査資料で代用したもの
※ -は、別の基準で評価したため、当該評価時のデータの無いもの

分野	No	項 目	プラン策定時		目 標	中間評価時			現況値(H24.3.31現在)		
			状 況	出 典		状 況	出 典	評価	状 況	出 典	評価
飲 酒	44	未成年者の飲酒の割合(15歳～19歳)	26.0%	⑪市民健康づくり生活習慣調査	なくす	—	—	—	28.3%	⑳思春期に関する意識調査	C
	45	妊娠中の飲酒の割合	—	—	なくす	9.1%	⑮健康づくり生活習慣調査 (飲酒・喫煙, 4か月児)	—	9.9%	母子健康手帳交付時調査 (H23.11.16～12.15)	C
	46	節度ある適度な飲酒の知識(1日の目安量: ビール中ビン1本500ml又は日本酒1合程度)	—	—	ふやす	41.7%	⑮府民健康・栄養調査等	—	42.5%	23健康と運動に関する調査	B
	47	成人の多量に飲酒する者の割合(1日3合以上, 週3日以上の飲酒)	男性 10.7% 女性 2.7%	⑪市民栄養調査	男性 8%以下 女性 2%以下	男性 7.5% 女性 2.8%	⑮府民健康・栄養調査等	C	男性 9.1% 女性 3.2%	23健康と運動に関する調査	C
が ん	48	京都市がん検診の受診者数	胃がん 10,801人 子宮がん17,025人 乳がん 17,728人 肺がん 51,658人 大腸がん11,252人	⑫京都市老人保健事業報告	胃がん 16,200人 子宮がん25,600人 乳がん 26,600人 肺がん 77,500人 大腸がん16,900人	10,295人 13,772人 15,608人 47,074人 16,652人	⑮がん検診実績	C	11,379人 26,478人 25,581人 35,340人 28,506人	22がん検診実績	B
	49	京都市がん検診の精密検査受診率	胃がん 69.60% 子宮がん 80.30% 乳がん 83.10% 肺がん 68.60% 大腸がん 70.60%	⑨京都市がん検診検討委員会 報告書	100%	胃がん 69.36% 子宮がん 64.36% 乳がん 78.22% 肺がん 91.30% 大腸がん 63.90%	⑮がん検診実績	C	胃がん 74.21% 子宮がん 59.19% 乳がん 89.81% 肺がん 69.27% 大腸がん 65.19%	22がん検診実績	C
	50	がんによる死亡率(人口10万対)	254.9	⑫人口動態統計	294	263	⑰厚労省人口動態統計	A	278.2	22厚労省人口動態統計	A
	51	肺がん死亡率(人口10万対)	49.2	⑫人口動態統計	49	55.1	⑰厚労省人口動態統計	C	59.7	22厚労省人口動態統計	C
	52	この1年間に健康診断を受けた者の割合(15歳以上) (参考)この1年間に健康診断を受けた者の割合(20歳以上)	58.9% 49.1%	⑪市民健康づくり生活習慣調査 ⑬国民生活基礎調査	77%以上 —	53.9% 52.9%	⑮府民健康・栄養調査等 ⑬国民生活基礎調査	— B*	66.9% —	23健康と運動に関する調査 —	B —
循 環 器	53	京都市基本健康診査の受診率(40歳以上)	32.8%	⑫老人保健事業報告	50%以上	42.4%	⑰基本健診実績	B	特定健診への制度変更のため、評価不可能。		
	54	高血圧者の割合(最高140/最低90mmHg以上の者) (参考)有病者(40～74歳) (参考)予備群(40～74歳) ※高血圧者の割合(最高140/最低90mmHg以上の者)	35.9% 有病者 38.9% 予備群 20.6% —	⑬基本健康診査結果 —	へらす —	34.5% 有病者 38.4% 予備群 20.9% —	⑰基本健診実績 —	C* —	— 25.8%	— 22国民健康保険特定健康診査実績	— A*
	55	高脂血症者の割合 (血清コレステロール値220mg/dl以上の者) (参考)有病者(40～74歳) ※高脂血症者の割合 (HDLコレステロールとLDLコレステロールの合計値220mg/dl以上の者)	43.4% 有病者32.4% —	⑬基本健康診査結果 —	へらす —	41.5% 33.4% —	⑰基本健診実績 —	C* —	— 19.4%	— 22国民健康保険特定健康診査実績	— A*
	56	脳血管疾患死亡率(人口10万対)	89.8	⑫人口動態統計	89	⑮91.6 ⑰98.8	⑰厚労省人口動態統計	C	76.5	22厚労省人口動態統計	A
	57	心疾患死亡率(人口10万対)	121.5	⑫人口動態統計	137	⑮129.5 ⑰146.2	⑰厚労省人口動態統計	C	153.5	22厚労省人口動態統計	C
	58	糖尿病者の割合 HbA1c6.5%以上の者 (参考)有病者(40～74歳) (参考)予備軍(40～74歳) ※糖尿病者の割合 HbA1c6.5%以上の者	4.3% 有病者 6.4% 予備軍 8.1% —	⑬基本健康診査結果 —	へらす —	4.8% 有病者 7.2% 予備軍 8.8% —	⑰基本健診実績 —	C* —	— 4.5%	— 22国民健康保険特定健康診査実績	— C*
	59	カルシウムの摂取が必要量の80%未満の者の割合 ※カルシウムの摂取量	35.7% 627mg	⑪市民栄養・健康づくり生活習慣調査 ⑪市民健康栄養調査	20%以下 —	— ⑰574.5mg	栄養素の摂取基準の目安が、栄養所要量から食事摂取基準に変わったため、比較できず、中間評価時から、カルシウムの摂取量で評価している。 ⑮府民健康・栄養調査等	— C	— 543.0mg	— 19～23国民健康栄養調査	— C
骨粗 症し ょう	60	京都市骨粗しょう症予防健診受診者数	— (⑬ 実 績 2,149	⑬骨粗しょう症予防健診診査結果	ふやす	2,031人	⑰実績	—	1,407人	22実績	C
追 加 項 評 価	61	メタボリックシンドロームを認知している市民の割合	—	—	80%以上	—	—	—	82.5%	22食育に関するアンケート調査	A
	62	メタボリックシンドロームの該当者・予備群	—	—	平成20年度と比較 して10%減	26.5%	⑳国民健康保険特定健康診査実績	—	24.8%	22国民健康保険特定健康診査実績	B

※評価項目は、再掲を除く。

A・・・17, B・・・22, C・・・22, 不可・・・1

平成24年5月28日

保健福祉局

「京都市民健康づくりプラン」の見直しに係る今後の進め方（部会の開催）について

(経緯)

平成23年3月開催の京都市民健康づくり推進会議において、「京都市民健康づくりプラン」の見直しにあたっては、プランに掲げる10の目標分野のうち、「①栄養・食生活」分野については新・「京（みやこ）・食育推進プラン」（平成22年度策定）を、「③歯の健康」分野については、「京都市口腔保健推進行動指針（歯ッピー・スマイル京都）」（平成20年度策定）を策定するなど、分野ごとで取組を進めきた経緯を踏まえ、すでに策定している4つの分野の行動指針等を活かしたうえで、残りの分野について見直しを進めていくことを決定しました。

そこで、今年度の具体的な見直しにあたっては、次のとおり進めていくよう提案します。

①栄養・食生活、②休養・こころの健康、③歯の健康、④喫煙、
⑤身体活動・運動、⑥飲酒、⑦がん、⑧循環器病、⑨糖尿病、⑩骨粗しょう症

1 見直しの考え方 ※別紙1参照

- (1) 行動指針が未策定である「⑤身体活動・運動」、「⑥飲酒」分野について新たに行動指針を策定する（当該分野に係る市民調査を平成24年1月に京都市において実施、別紙2参照）。
- (2) 「⑦がん」から「⑩骨粗しょう症」分野については、健診実施計画等の本市の取組の一環としてまとめます。
- (3) また、国や京都府において受動喫煙防止対策の充実が進められている「④喫煙」分野について、「京都市たばこ対策行動指針（平成16年度策定）」を改定し、充実を図ります。
- (4) (1)、(2)及び(3)によって、10分野における行動指針等が全て整うことから、これらに全分野にわたる「総論」を策定し、加えることにより、新たな「京都市民健康づくりプラン」として位置づけます。
- (5) 総論や「京・食育推進プラン」、「京都市自殺総合対策推進計画」の計画期間については、「健康日本21」の改定動向（別紙3）や現行の計画期間等を見極めたうえで検討を行うとともに、特に計画期間に定めのない行動指針については国の法改正等の動向に合わせて適宜見直しを行っていくこととします。

2 見直しの進め方

(1) 部会の開催について ※別紙4 参照

各分野における行動指針等については、より専門的な立場から議論を深めるため、京都市民健康づくり推進会議に部会を設置して検討してきた経緯を踏まえ、「身体活動・運動」及び「飲酒」分野、「喫煙」分野においても、部会を開催して指針案を作成していくこととします。

なお、「⑦がん」から「⑩骨粗しょう症」分野及び「総論」については、京都市で取りまとめるうえ、健康づくり推進会議にお諮りします。

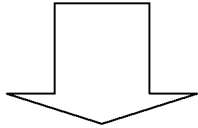
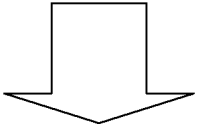
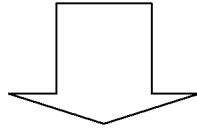
分野	行動指針等	検討組織
栄養・食生活	新・「京・食育推進プラン」(H23.3 改定)	食育推進部会
休養・こころの健康	京都市自殺総合対策推進計画 (H22.3 策定)	自殺予防対策部会
歯の健康	京都市口腔保健推進行動指針 (H21.3 策定)	口腔保健部会
喫煙(たばこ)	京都市たばこ対策行動指針 (H17.3 策定)	たばこ対策の推進に関する検討部会
身体活動・運動	未策定	「身体活動・運動」及び「適正飲酒」の推進に関する検討部会(仮称)(新たに設置)
飲酒	未策定	
がん 循環器病 糖尿病 骨粗しょう症	未策定 ※「健診実施計画」等の京都市の取組の一環として策定予定	京都市 (京都市民健康づくり推進会議に提案)

(2) 市民委員の公募について ※別紙5 参照

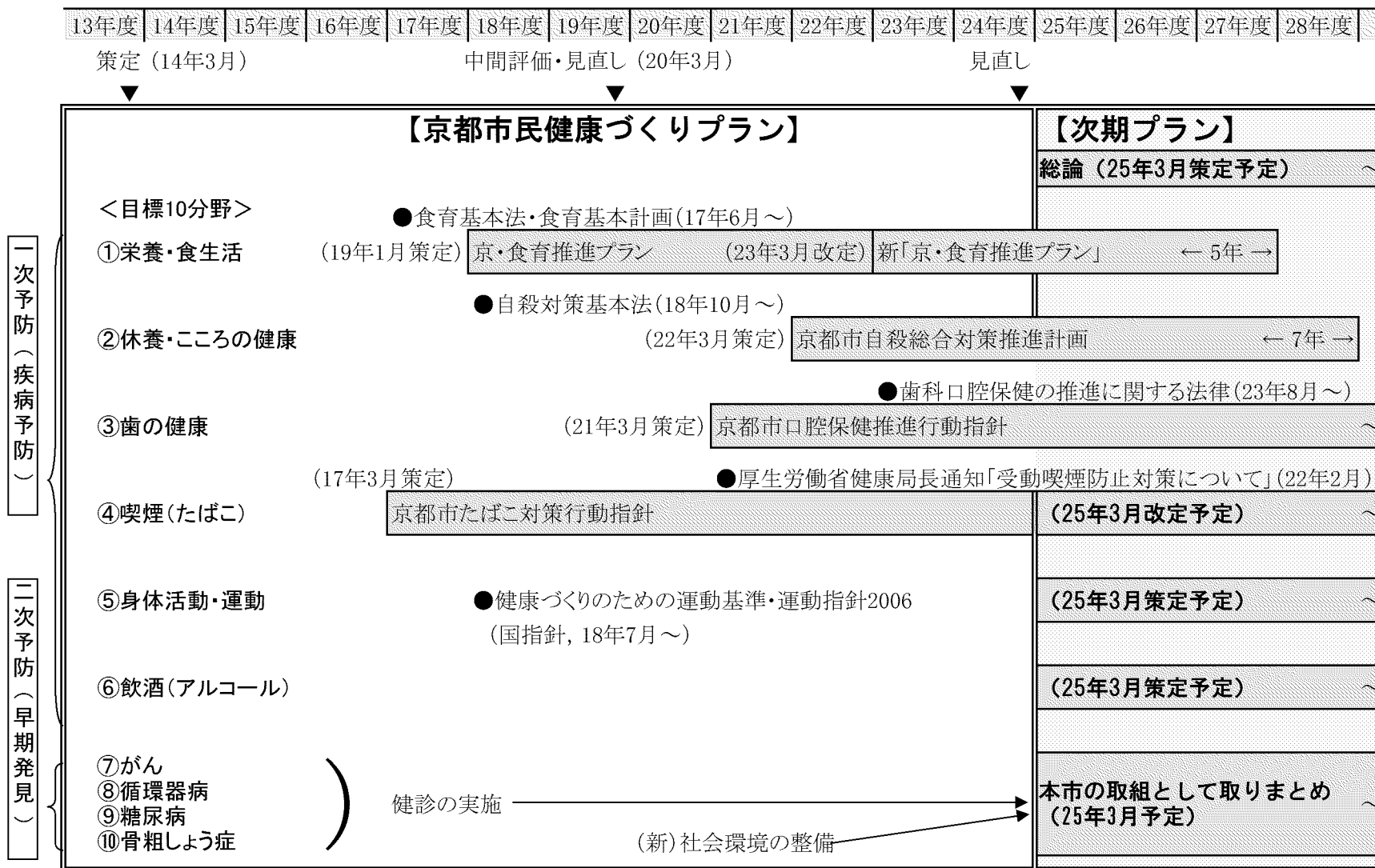
京都市民健康づくりプランの見直しに当たっては、市民からの意見を広く反映させることができるよう、市民の立場で御意見・御提案をいただける市民委員を募集することとします。

募集人員は、「身体活動・運動」及び「飲酒」分野と「喫煙」分野で指針の策定・改定を行うことから2名とし、健康づくり推進会議とそれぞれ担当する分野の部会に御参画いただきます。

3 スケジュール

指針等	総論 及び 京都市の取組 (健診実施計画等)	「身体活動・運動」及び 「飲酒」に関する 行動指針	京都市たばこ対策 行動指針
検討組織	京都市	「身体活動・運動」及び 「適正飲酒」の推進に 関する検討部会(仮称)	たばこ対策の推進に 関する検討部会
24 年 5 月		○検討部会の設置	
6 月～10 月	●本市において検討 	●部会において協議 	●部会において協議 
11 月	●推進会議の開催 ・素案のとりまとめ ○パブリックコメント実施		
25 年 1 月	●本市において 最終案とりまとめ	●部会の開催 ・指針最終案了承	●部会の開催 ・指針最終案了承
2 月～3 月	●推進会議の開催 ・最終案 了承		

(別紙1) 京都市民健康づくりプランの取組の経緯と次期プランのイメージ



京都市健康と運動に関する調査の概要について

1 調査の概要

- (1) 調査地域
京都市全域
- (2) 調査対象者
平成 23 年 12 月 1 日現在 15 歳以上の市民 5,000 人
(住民基本台帳及び外国人登録者から無作為抽出)
- (3) 調査期間
平成 24 年 1 月 16 日から 1 月 31 日まで
- (4) 調査方法
郵送配布・郵送回収(無記名回答)
- (5) 有効回答数
2,243 件 (44.9%)

2 調査結果

- (1) 身体活動・運動
 - ・ 運動をする目的として「体力・健康づくり」をあげる人が非常に多く、健康づくりのための運動の必要性は、一定浸透している。
 - ・ しかしながら、34.0%の人が健康のために必要な身体活動量を満たしていない。
 - ・ また、運動を継続するために必要なものとして「健康」をあげる人が多い一方、31.9%の人が身体になんらかの不自由を感じているなど、健康状態がよくない者にとって、「運動」に取り組む際のハードルの高さがうかがえる。
- (2) 飲酒
 - ・ 42.5%の人が適切な飲酒量を「～1 単位」(アルコール 20g, 例: ビールの中瓶 1 本)としているが、酒量が多い層では、「適切と思う飲酒量」も多くなっている。
 - ・ 未成年者では、6%がお酒を飲むとしており、その全員が飲酒理由として「場の雰囲気」をあげている。
 - ・ 成人における多量飲酒者(1 日 3 単位以上、週 3 日以上)は、5.7%であり、男性が 9.1%、女性が 3.2%となっている。
 - ・ 多量飲酒者のお酒を飲む理由の問いに対し、「ストレス解消のため」とする人が多い。

平成 24 年 4 月 13 日

「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」 ～健康日本 21（第 2 次）～ （素案）

この方針は、21 世紀の我が国において少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージ（乳幼児期、中年期、高齢期等の人の生涯における各段階をいう。以下同じ。）に応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することができるよう、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、平成 25 年度から平成 34 年度までの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本 21（第二次））」（以下「国民運動」という。）を推進するものである。

第一 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向

一 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。以下同じ。）の延伸を実現する。

また、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、健康格差（地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差をいう。以下同じ。）の縮小を実現する。

二 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCDの予防）

がん、循環器疾患、糖尿病及びCOPD（慢性閉塞性肺疾患をいう。以下同じ。）に対処するため、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防（生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病の発症を予防することをいう。）に重点を置いた対策を推進するとともに、合併症の発症や症状の進展等の重症化予防に重点を置いた対策を推進する。

（注）がん、循環器疾患、糖尿病及びCOPDは、それぞれ我が国においては生活習慣病の一つとして位置づけられている。一方、国際的には、これら四つの疾患を重要なNCD（非感染性疾患をいう。以下同じ。）として捉え、予防と管理のための包括的な対策を講じることが重視されているところである。

三 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

国民が自立した日常生活を営むことを目指し、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおいて、心身機能の維持及び向上につながる対策に取り組む。

また、生活習慣病を予防し、又はその発症時期を遅らせることができるよう、子どもの頃から健康な生活習慣づくりに取り組む。

さらに、働く世代のストレス対策等により、ライフステージに応じた「こころの健康づくり」に取り組む。

四 健康を支え、守るための社会環境の整備

個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、社会全体として、個人の健康を支え、守る環境づくりに努めていくことが重要であり、行政機関のみならず、広く国民の健康づくりを支援する民間団体等の積極的な参加協力を得るなど、国民が主体的に行う健康づくりの取組を総合的に支援する環境を整備する。

また、地域や世代間の相互扶助など、地域や社会の絆、職場の支援等が機能することにより、時間的又は精神的にゆとりのある生活を確保できない者や、健康づくりに関心のない者等も含めて、社会全体が相互に支え合いながら、国民の健康を守る環境を整備する。

五 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔^{くわう}の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

上記一から四までの基本的な方向を実現するため、国民の健康の増進を形成する基本要素となる栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善が重要である。生活習慣の改善を含めた健康づくりを効果的に推進するため、乳幼児期から高齢期までのライフステージや性差、社会経済的状況等の違いに着目し、こうした違いに基づき区分された対象集団ごとの特性やニーズ、健康課題等の十分な把握を行う。

その上で、その内容に応じて、生活習慣病を発症する危険度の高い集団への生活習慣の改善に向けた働きかけを重点的に行うとともに、社会環境が国民の健康に影響を及ぼすことも踏まえ、地域や職場等を通じて国民に対し健康増進への働きかけを進める。

第二 国民の健康の増進の目標に関する事項

一 目標の設定と評価

国は、国民の健康増進について全国的な目標を設定し、広く国民や健康づくりに関わる多くの関係者に対してその目標を周知するとともに、継続的に健康指標の推移等の調査及び分析を行い、その結果に関する情報を国民や関係者に還元することに

より、関係者を始め広く国民一般の意識の向上及び自主的な取組を支援するものとする。

また、国民の健康増進の取組を効果的に推進するため、具体的な目標の設定に当たっては、健康づくりに関わる多くの関係者が情報を共有しながら、現状及び課題について共通の認識を持った上で、課題を選択し、科学的根拠に基づくものであり、かつ、実態の把握が可能な具体的目標を設定する必要がある。

なお、具体的目標については、おおむね10年間を目途として設定することとし、国は、当該目標を達成するための取組を計画的に行うものとする。また、設定した目標のうち、主要なものについては継続的に数値の推移等の調査及び分析を行うとともに、都道府県における健康状態や生活習慣の状況の差の把握に努める。さらに、目標設定後5年を目途に全ての目標について中間評価を行うとともに、目標設定後10年を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価し、その後の健康増進の取組に反映する。

二 目標設定の考え方

健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現に向けて、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るとともに、社会生活を営むために必要な機能の維持・向上を目指し、これらの目標達成のために、生活習慣の改善及び社会環境の整備に取り組むことを目標とする。

1 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

健康寿命の延伸及び健康格差の縮小は、生活習慣の改善や社会環境の整備によって我が国において実現されるべき最終的な目標である。具体的な目標は、日常生活に制限のない期間の平均及び自分が健康であると自覚している期間の平均の指標に基づき、別表第一のとおり設定する。また、当該目標の達成に向けて、国は、生活習慣病対策の総合的な推進を図るほか、医療や介護など様々な分野における支援等の取組を進める。

2 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防

我が国の主要な死亡原因であるがん及び循環器疾患への対策に加え、患者数が増加傾向にあり、かつ、重大な合併症を引き起こすおそれのある糖尿病や、死亡原因として急速に増加すると予測されるCOPDへの対策は、国民の健康寿命の延伸を図る上で重要な課題である。

がんは、予防、診断、治療等を総合的に推進する観点から、年齢調整死亡率の減少とともに、特に早期発見を促すために、がん検診の受診率の向上を目標とする。

循環器疾患は、脳血管及び虚血性心疾患の発症の危険因子となる高血圧の改善並びに脂質異常症の減少と、これらの疾患による死亡率の減少を目標とする。

糖尿病は、その発症予防により有病者数の増加の抑制を図るとともに、重症化を予

防するために、血糖値の適正な管理、治療中断者の減少及び合併症の減少を目標とする。

COPDは、喫煙が最大の発症要因であるため、禁煙により予防可能であるとともに、かつ、早期発見が重要であることから、これらについての認知度の向上を目標とする。

上記に係る具体的な目標は別表第二のとおりとし、当該目標の達成に向けて、国は、これらの疾患の発症予防として、適切な食事、適度な運動、禁煙など健康な生活習慣の実践に向けた行動変容の促進や社会環境の整備のほか、医療連携体制の推進、特定健康診査・特定保健指導の実施等に取り組む。

3 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

少子高齢化が進む中で、健康寿命の延伸を実現するには、生活習慣病の予防とともに、社会生活を営むための機能を高齢になっても可能な限り維持することが重要である。

社会生活を営むために必要な機能を維持するために、身体健康と共に重要なものが、こころの健康である。その健全な維持は、個人の生活の質を大きく左右するものであり、自殺等の社会的損失を防止するため、全ての世代の健やかな心を支える社会づくりを目指し、自殺者の減少、重い抑鬱や不安の低減、職場の支援環境の充実及び子どもの心身の問題への対応の充実を目標とする。

また、将来を担う次世代の健康を支えるため、妊婦や子どもの健康増進が重要であり、子どもの頃からの健全な生活習慣の獲得及び適正体重の子どもの増加を目標とする。

さらに、高齢化に伴う機能の低下を遅らせるためには、高齢者の健康に焦点を当てた取組を強化する必要がある。要介護状態、認知機能低下及びロコモティブシンドローム（運動器症候群）の予防とともに、良好な栄養状態の維持、身体活動量の増加及び就業等の社会参加の促進を目標とする。

上記に係る具体的な目標は別表第三のとおりとし、当該目標の達成に向けて、国は、メンタルヘルス対策の充実、妊婦や子どもの健やかな健康増進に向けた取組、介護予防・支援などの取組を進める。

4 健康を支え、守るための社会環境の整備

健康を支え、守るための社会環境が整備されるためには、国民、企業、民間団体等の多様な主体が自発的に健康づくりに取り組むことが重要である。具体的な目標は、別表第四のとおりとし、居住地域での助け合いといった地域のつながりの強化とともに、健康づくりを目的とした活動に主体的に関わる国民の割合の増加、健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う企業数の増加並びに身近で専門的な

支援及び相談が受けられる民間団体の活動拠点の増加について設定するとともに、健康格差の縮小に向け、地域で課題となる健康格差の実態を把握し、対策に取り組む地方公共団体の増加について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康づくりに自発的に取り組む企業、民間団体等の動機づけを促すため、当該企業、団体等の活動に関する情報提供やそれらの活動の評価等に取り組む。

5 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する目標は、それぞれ次の考え方に基づき、別表第五のとおりとする。

(1) 栄養・食生活

栄養・食生活は、生活習慣病の予防のほか、社会生活機能の維持及び向上並びに生活の質の向上の観点から重要である。目標は、次世代の健康や高齢者の健康に関する目標を含め、ライフステージの重点課題となる適正体重の維持や適切な食事等に関するものに加え、社会環境の整備を促すため、食品中の食塩含有量等の低減、特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設をいう。以下同じ。）での栄養・食事管理について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康な食生活や栄養に関する基準及び指針の策定、食育の推進、専門的技能を有する人材の養成、企業や民間団体との協働による体制整備等に取り組む。

(2) 身体活動・運動

身体活動・運動は、生活習慣病の予防のほか、社会生活機能の維持及び向上並びに生活の質の向上の観点から重要である。目標は、次世代の健康や高齢者の健康に関する目標を含め、運動習慣の定着や身体活動量の増加に関する目標とともに、運動に取り組みやすい環境整備について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康増進のための運動基準・指針の見直し等に取り組む。

(3) 休養

休養は、生活の質に係る重要な要素であり、日常的に質量ともに十分な睡眠を取り、余暇等で体やこころを養うことは、心身の健康の観点から重要である。目標は、十分な睡眠の確保及び週労働時間六十時間以上の雇用者の割合の減少について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康増進のための睡眠指針の見直し等に取り組

む。

(4) 喫煙

喫煙は、がん、循環器疾患、糖尿病、COPDといったNCDの予防可能な最大の危険因子であるほか、低出生体重児の増加の一つの要因であり、受動喫煙も様々な疾病の原因になるため、喫煙による健康被害を回避することが重要である。目標は、成人の喫煙、未成年者の喫煙、妊娠中の喫煙及び受動喫煙の割合の低下について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、受動喫煙防止対策、禁煙希望者に対する禁煙支援、未成年の喫煙防止対策、たばこの健康影響や禁煙についての教育、普及啓発等に取り組む。

(5) 飲酒

有害な飲酒は、生活習慣病を始めとする様々な身体疾患や鬱病等の健康障害のリスク要因となっているのみならず、未成年者の飲酒や飲酒運転事故等の社会的な問題の要因となる。目標は、生活習慣病の発症リスクを高める量を飲酒している者の減少、未成年者及び妊娠中の者の飲酒の防止に加え、他者の飲酒が原因で困った経験のない者の増加について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、有害な飲酒に関する知識の普及啓発や未成年者の飲酒防止対策等に取り組む。

(6) 歯・口腔の健康

歯・口腔の健康は摂食と構音を良好に保つために重要であり、生活の質の向上にも大きく寄与する。目標は、健全な口腔機能を生涯にわたり維持することができるよう、疾病予防の観点から、歯周病予防、う蝕^{しよく}予防及び歯の喪失防止に加え、口腔機能の維持及び向上について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発や「8020（ハチマルニイマル）運動」の更なる推進等に取り組む。

第三 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

一 健康増進計画の目標の設定と評価

都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画（以下「健康増進計画」という。）の策定に当たっては、地方公共団体は、人口動態、医療・介護に関する統計、特定健診データ等の地域住民の健康に関する各種指標を活用しつつ、地域の社会資源等の実情を踏まえ、独自に重要な課題を選択し、その到達すべき目標を設定し、定期的に評価及び改定を実施すべきである。

都道府県においては、国が設定した全国的な健康増進の目標を勘案しつつ、その代

表的なものについて、地域の実情を踏まえ、地域住民に分かりやすい目標を設定するとともに、都道府県の区域内の市町村ごとの健康状態や生活習慣の状況の差の把握に努めるものとする。

市町村においては、国や都道府県が設定した目標を勘案しつつ、具体的な各種の施策、事業、基盤整備等に関する目標に重点を置いて設定するよう努めるものとする。

二 計画策定の留意事項

健康増進計画の策定に当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- 1 都道府県は、市町村、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者等の一体的な取組を推進する観点から、都道府県健康増進計画の策定及びこれらの関係者の連携の強化について中心的な役割を果たすこと。このため、都道府県は、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者から構成される地域・職域連携推進協議会等を設置し、これらの関係者の役割分担の明確化や連携促進のための方策について議論を行い、その結果を都道府県健康増進計画に反映させること。

なお、都道府県が地域・職域連携推進協議会等を設置し、開催するに当たっては、必要に応じて、都道府県労働局に当該地域・職域連携推進協議会等への参加を要請するなど連携を図ること。

- 2 都道府県健康増進計画の策定に当たっては、都道府県が策定する医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項に規定する医療計画、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 9 条第 1 項に規定する都道府県医療費適正化計画、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 118 条第 1 項に規定する都道府県介護保険事業支援計画、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）第 11 条第 1 項に規定する都道府県がん対策推進計画その他の都道府県健康増進計画と関連する計画及び都道府県が定める歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）第 13 条第 1 項に規定する基本的事項との調和に配慮すること。

また、都道府県は、市町村健康増進計画の策定の支援を行うとともに、必要に応じ、市町村ごとの分析を行い、地域間の健康格差の是正に向けた目標を都道府県健康増進計画の中で設定するよう努めること。

- 3 保健所は、地域保健の広域的、専門的かつ技術的な拠点として、健康格差の縮小を図ること等を目的とした健康情報を収集分析し、地域の住民や関係者に提供するとともに、地域の実情に応じ、市町村における市町村健康増進計画の策定の支援を行うこと。
- 4 市町村は、市町村健康増進計画を策定するに当たっては、都道府県や保健所と連携しつつ、事業の効率的な実施を図る観点から、医療保険者として策定する高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条第 1 項に規定する特定健康診査等実施計画と市町

村健康増進計画を一体的に策定するなど、医療保険者として実施する保健事業と事業実施者として行う健康増進事業との連携を図るとともに、市町村が策定する介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画その他の市町村健康増進計画と関連する計画との調和に配慮すること。

また、市町村は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づき実施する健康増進事業について、市町村健康増進計画において位置付けるよう留意すること。

- 5 都道府県及び市町村は、国の目標の期間を勘案しつつ、一定の期間ごとに計画の評価及び改定を行い、住民の健康増進の継続的な取組に結び付けること。当該評価及び改定に当たっては、都道府県又は市町村自らによる取組のほか、都道府県や市町村の区域内の医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者等における取組の進捗状況や目標の達成状況について評価し、その後の取組等に反映するよう留意すること。
- 6 都道府県及び市町村は、健康増進のための目標の設定や、目標を達成するまでの過程及び目標の評価において、地域住民が主体的に参加し、その意見を積極的に健康増進の取組に反映できるよう留意すること。

第四 国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項

一 健康増進に関する施策を実施する際の調査の活用

国は、国民の健康増進を推進するための目標等を評価するため、国民健康・栄養調査等の企画を行い、効率的に実施する。併せて、生活習慣の改善のほか、社会環境の改善に関する調査研究についても推進する。

国、地方公共団体、独立行政法人等においては、国民健康・栄養調査、都道府県健康・栄養調査、国民生活基礎調査、健康診査、保健指導、地域がん登録事業等の結果、疾病等に関する各種統計、診療報酬明細書（レセプト）の情報その他の収集した情報等に基づき、現状分析を行うとともに、健康増進に関する施策の評価を行う。この際、個人情報について適正な取扱いの厳格な実施を確保することが必要であることを認識し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）、統計法（平成 19 年法律第 53 号）、地方公共団体において行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえて制定される条例等を遵守するほか、各種調査の結果等を十分活用するなどにより、科学的な根拠に基づいた健康増進に関する施策を効率的に実施することが重要である。

また、これらの調査等により得られた情報については、積極的な公表に努める。

さらに、国、地方公共団体は、I C T（情報通信技術をいう。以下同じ。）を利用し

て、健診結果等の健康情報を個人が活用するとともに、全国規模で健康情報を収集・分析し、国民や関係者が効果的な生活習慣病対策を実施することができる仕組みを構築するよう努める。

二 健康の増進に関する研究の推進

国、地方公共団体、独立行政法人等においては、国民の社会環境や生活習慣と生活習慣病との関連等に関する研究を推進し、研究結果に關して的確かつ十分な情報の提供を国民や関係者に対し行うことにより、効果的な健康増進の支援を行っていくことが必要である。

第五 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項

各保健事業者は、質の高い保健サービスを効果的かつ継続的に提供するため、特定健診・特定保健指導、がん検診、労働者を対象とした健康診断等の徹底を図るとともに、転居、転職、退職等にも適切に対応し得るよう、保健事業の実施に当たって、既存の組織の有効活用のほか、地域・職域連携推進協議会等が中心となり、共同事業の実施等保健事業者相互の連携の促進が図られることが必要である。

具体的な方法として、がん検診、特定健診その他の各種検診の実施主体間で、個人の健康情報の共有を図るなど、健康に関する対策を効率的かつ効果的に実施することがある。また、がん検診や特定健診その他の各種検診を同時に実施することにより、受診者の利便性を向上させることや、受診率の目標達成に向けて、各種検診の実施主体の参加による受診率の向上に関するキャンペーンを実施することがある。

なお、健康診査の実施等に係る健康増進事業実施者間の連携については、これらのほか、健康増進法第9条第1項に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の定めるところによる。

第六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項

一 基本的な考え方

健康増進は、国民の意識と行動の変容が必要であることから、国民の主体的な健康増進の取組を支援するため、国民に対する十分かつ的確な情報提供が必要である。このため、当該情報提供は、生活習慣に関して、科学的知見に基づき、分かりやすく、国民の健康増進の取組に結び付きやすい魅力的、効果的かつ効率的なものとなるよう工夫する。また、当該情報提供において、家庭、保育所、学校、職場、地域等の社会環境が生活習慣に及ぼす影響の重要性についても認識を高めるよう工夫する。

生活習慣に関する情報提供に当たっては、ICTを含むマスメディアや健康増進に関するボランティア団体、産業界、学校教育、保健事業における健康相談等多様な経路を活用するとともに、対象集団の特性に応じた効果的な働きかけを、複数の方法を組み合わせて行うことが重要である。なお、情報提供に当たっては、誤った情報や著しく偏った不適切な情報を提供しないよう取り組むものとする。

また、国、地方公共団体等は、生活習慣の各分野に関し、指針の策定、普及等に取り組む。

二 健康増進普及月間等

国民運動の一層の推進を図るため、9月を健康増進普及月間とし、国、地方公共団体、企業、民間団体等が行う様々なイベントや広報活動等の普及啓発活動等を通じ、国民の自覚を高めるほか、社会全体で健康づくりを支え合う環境を醸成するための健康増進の取組を一層促進することとする。

また、当該取組が一層効果的となるよう、併せて、食生活改善普及運動を九月に実施する。

健康増進普及月間及び食生活改善普及運動（以下「健康増進普及月間等」という。）の実施に当たっては、地域の実情に応じた課題を設定し、健康に関心の薄い者も含めてより多くの住民が参加できるように工夫するよう努めることが必要である。また、地域における活動のほか、国、地方公共団体、企業、民間団体等が相互に協力して、全国規模の中核的なイベント等を実施することにより、健康増進普及月間等の重点的かつ効果的な実施を図る。

第七 その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

一 地域の健康課題を解決するための効果的な推進体制

健康増進に関係する機関及び団体等がそれぞれ果たすべき役割を認識するとともに、地域の健康課題を解決するため、市町村保健センター、保健所、医療保険者、医療機関、薬局、地域包括支援センター、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等から構成される中核的な推進組織が、市町村保健センター、保健所を中心として、各健康増進計画に即して、当該計画の目標を達成するための行動計画を設定し、各機関及び団体等の取組をそれぞれ補完し合うなど職種間で連携を図ることにより、効果的な取組が図られることが望ましい。

また、国は、地方公共団体が健康増進計画の策定等を行う際に、各種統計資料等のデータベースの作成や分析手法の提示等の技術的援助を行い、都道府県も市町村に対し同様の技術的援助を行うことが必要である。

二 多様な主体による自発的取組や連携の推進

運動や休養に関連する健康増進サービス関連企業、健康機器製造関連企業、食品関連企業を始めとして、健康づくりに関する活動に取り組む企業、NGO、NPO等の団体は、国民の健康増進に向けた取組を一層推進させるための自発的取組を行うとともに、当該取組について国民に情報発信を行うことが必要である。国、地方公共団体等は、当該取組の中で、優れた取組を行う企業等を評価するとともに、当該取組が国民に広く知られるよう、積極的に当該取組の広報を行うなど、健康づくりのための社会環境の整備に取り組む企業等が増加するような動機付けを与えることが必要である。

また、健康増進の取組を推進するに当たっては、健康づくり対策、食育、母子保健、精神保健、介護予防及び就業上の配慮や保健指導等を含む産業保健の各分野における対策並びに医療保険の保険者が実施する対策を含めた厚生労働行政分野における健康増進に関する対策のほか、学校保健対策、ウォーキングロード（遊歩道等の人の歩行の用に供する道をいう。）の整備等の対策、森林等の豊かな自然環境の利用促進対策、総合型地域スポーツクラブの活用等の生涯スポーツ分野における対策、健康関連産業の育成等、関係行政分野、関係行政機関等が十分に連携する必要がある。

三 健康増進を担う人材

地方公共団体においては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員が、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、喫煙、飲酒、歯・口腔の健康等の生活習慣全般についての保健指導及び住民からの相談を担当する。

国及び地方公共団体は、健康増進に関する施策を推進するための保健師、管理栄養士等の確保及び資質の向上、健康運動指導士等の健康増進のための運動指導者や健康スポーツ医との連携、食生活改善推進員、運動普及推進員、禁煙普及員等のボランティア組織や健康増進のための自助グループの支援体制の構築等に努める。

このため、これらの人材について、国において総合的な企画及び調整の能力の養成並びに指導者としての資質の向上に重点を置いた研修の充実を図るとともに、都道府県において市町村、医療保険者、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の関係団体等と連携し、地方公共団体の職員だけでなく、地域・職域における健康増進に関する施策に携わる専門職等に対し、最新の科学的知見に基づく研修の充実を図ることが必要である。

また、地域保健担当者、学校保健担当者等は、国民の健康増進のために相互に連携を図るよう努める。

別表第一

【健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現に関する目標】

項目	現状	目標
①健康寿命の延伸		
ア 日常生活に制限のない期間の平均	男性 70.42 年 女性 73.62 年 (平成 22 年)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命であること (平成 34 年度)
イ 自分が健康であると自覚している期間の平均	男性 69.90 年 女性 73.31 年 (平成 22 年)	
②健康格差の縮小		
ア 日常生活に制限のない期間の平均の都道府県格差	男性 3.58 年 女性 3.13 年 (平成 19 年)	都道府県格差を縮小すること (平成 34 年度)
イ 自分が健康であると自覚している期間の平均の都道府県格差	男性 3.88 年 女性 3.54 年 (平成 19 年)	

(注) 上記②の目標を実現するに当たっては、健康寿命の最も長い都道府県の数値を目標として、各県において健康寿命の延伸を図るよう取り組むものである。

別表第二

【主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防に関する目標】

(1) がん

項目	現状	目標
①75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少(10万人当たり)	84.3 (平成 22 年)	73.9 (平成 27 年)
②がん検診の受診率の向上	胃がん 男性 34.3% 女性 26.3% 肺がん 男性 24.9% 女性 21.2% 大腸がん 男性 27.4% 女性 22.6% 子宮頸がん 女性 32.0%	50% (胃がん、肺がん、大腸がんは当面 40%) (平成 28 年度)

	乳がん 女性 31.4% (平成 22 年度)	
--	----------------------------	--

(注) がん検診の受診率の算定に当たっては、40 歳から 69 歳まで（子宮頸がんは 20 歳から 69 歳まで）を対象とする。

(2) 循環器疾患

項目	現状	目標
①脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少（10 万人当たり）	脳血管疾患 男性 49.5 女性 26.9 虚血性心疾患 男性 36.9 女性 15.3 (平成 22 年)	脳血管疾患 男性 41.7 女性 24.7 虚血性心疾患 男性 31.8 女性 13.7 (平成 34 年度)
②高血圧の改善（最高血圧の平均値の低下）	男性 138mmHg 女性 133mmHg (平成 20 年)	男性 134mmHg 女性 129mmHg (平成 34 年度)
③脂質異常症の減少（総コレステロール 240mg/dl（LDL コレステロール 160mg/dl）以上の割合）	16.4% (平成 20 年)	12% (平成 34 年度)
④メタボ予備群・メタボ該当者の減少	1,400 万人 (平成 20 年度)	平成 20 年度と比べて 25%減少 (平成 27 年度)
⑤特定健診・特定保健指導の実施率の向上	特定健康診査の実施率 41.3% 特定保健指導の終了率 12.3% (平成 21 年度)	平成 25 年度から開始する第二期医療費適正化計画に合わせて設定 (平成 29 年度)

(3) 糖尿病

項目	現状	目標
①合併症（糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数）の減少	16,271 人 (平成 22 年)	15,000 人 (平成 34 年度)
②治療継続者の割合の増加	53.5% (平成 21 年)	75% (平成 34 年度)

③血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合の減少（HbA1cがJDS値8.0%(NGSP値8.4%)以上の者の割合の減少）	今後把握予定	現状を踏まえ設定 （平成34年度）
④糖尿病有病者の増加の抑制	890万人 （平成19年）	1000万人 （平成34年度）
⑤メタボ予備群・メタボ該当者の減少（再掲）	1,400万人 （平成20年度）	平成20年度と比べて25%減少 （平成27年度）
⑥特定健診・特定保健指導の実施率の向上（再掲）	特定健康診査の実施率 41.3% 特定保健指導の終了率 12.3% （平成21年度）	平成25年度から開始する第二期医療費適正化計画に合わせて設定 （平成29年度）

（４）COPD

項目	現状	目標
①COPDの認知度の向上	17% （平成22年）	80% （平成34年度）

別表第三

【社会生活を営むために必要な機能の維持・向上に関する目標】

（１）こころの健康

項目	現状	目標
①自殺者数の減少（人口10万人当たり）	23.4 （平成22年）	自殺総合対策大綱の見直しの状況を踏まえて設定
②気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合の減少	10.4% （平成22年）	9.4% （平成34年度）
③メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合の増加	33.6% （平成19年）	100% （平成32年）
④小児人口10万人当たりの小児科医・児童精神科医師の割合の増加	小児科医：94.4 （平成22年） 児童精神科医：10.6	増加傾向へ （平成34年度）

	(平成 21 年)	
--	-----------	--

(2) 次世代の健康

項目	現状	目標
①健康な生活習慣（栄養・食生活、運動）を有する子どもの割合の増加		
ア 朝・昼・夕の三食を必ず食べることに気をつけて食事をしている子どもの割合の増加	小学 5 年生 84.5% (平成 17 年度)	100%に近づける (平成 34 年度)
イ 運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合の増加	(参考値) 週に 3 日以上 小学 5 年生 男子 61.5% 女子 35.9% (平成 22 年)	増加傾向へ (平成 34 年度)
② 適正体重の子どもの増加		
ア 全出生数中の極低出生体重児・低出生体重児の割合の減少	極低出生体重児 0.8% 低出生体重児 9.6% (平成 22 年)	減少傾向へ (平成 26 年)
イ 肥満傾向にある子どもの割合の減少	小学 5 年生の中等度・高度肥満傾向児の割合 男子 4.60%、女子 3.39% (平成 23 年)	減少傾向へ (平成 26 年)

(3) 高齢者の健康

項目	現状	目標
①要介護状態の高齢者の割合の減少	17.8% (平成 22 年)	自然増により見込まれる割合 (19.8%)から 2% 減少 (平成 32 年)
②認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上	0.9% (平成 21 年)	10% (平成 34 年度)

③ロコモティブシンドローム（運動器症候群）を認知している国民の割合の増加	（参考値） 17.3% （平成 24 年）	80% （平成 34 年度）
④低栄養傾向の高齢者の割合の減少（低栄養傾向（BMI20 以下）の高齢者の割合の減少）	17.4% （平成 22 年）	自然増により見込まれる割合 （22.2%）から 2% 減少 （平成 34 年度）
⑤足腰に痛みのある高齢者の割合の減少（千人当たり）	男性 265 人 女性 371 人 （平成 22 年）	男性 240 人 女性 340 人 （平成 34 年度）
⑥就業又は何らかの地域活動をしている高齢者の割合の増加	（参考値） 何らかの 地域活動をしている 高齢者の割合 男性 64.0% 女性 55.1% （平成 20 年）	80% （平成 34 年度）

別表第四

【健康を支え、守るための社会環境の整備に関する目標】

項目	現状	目標
①地域のつながりの強化（居住地域で互いに助け合っていると思う国民の割合の増加）	（参考値） 自分と地域のつながりが強い方だと思ふ割合 40.7% （平成 19 年）	65% （平成 34 年度）
②健康づくりを目的とした活動に主体的に関わっている国民の割合の増加	（参考値） 健康や医療サービスに関係したボランティア活動をしている割合 3.0% （平成 18 年）	25% （平成 34 年度）
③健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う企業数の増加	420 社 （平成 24 年）	3,000 社 （平成 34 年度）
④健康づくりに関して身近で気軽に専門	各民間団体の調査に	左をもとに設定

的な支援・相談が受けられる民間団体の活動拠点数の増加	より把握し記載	(平成 34 年度)
⑤健康格差対策に取り組む自治体の増加 (課題となる健康格差の実態を把握し、健康づくりが不利な集団への対策を実施している都道府県の数)	都道府県調査により 把握し記載	左をもとに設定 (平成 34 年度)

別表第五

【栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善に関する目標】

(1) 栄養・食生活

項目	現状	目標
①適正体重を維持している人の増加 (肥満、やせの減少)	20～60 歳代男性の肥満者の割合 31.2% 40～60 歳代女性の肥満者の割合 22.2% 20 歳代女性のやせの者の割合 29.0% (平成 22 年)	20～60 歳代男性の肥満者の割合 28% 40～60 歳代女性の肥満者の割合 19% 20 歳代女性のやせの者の割合 20% (平成 34 年度)
②適切な量と質の食事をとる人の増加		
ア 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が 1 日 2 回以上の日がほぼ毎日の者の割合	70.3% (平成 22 年度)	80% (平成 34 年度)
イ 食塩摂取量の減少	10.6g (平成 22 年)	8g (平成 34 年度)
ウ 野菜と果物の摂取量の増加	野菜摂取量の平均値 282g 果物摂取量 100g 未満の者の割合 61.4% (平成 22 年)	野菜摂取量の平均値 350g 果物摂取量 100g 未満の者の割合 30% (平成 34 年度)
③共食の増加 (食事を 1 人で食べる子どもの割合の減少)	朝食 小学生 14.8% 中学生 33.8% 夕食 小学生 2.2%	減少傾向へ (平成 34 年度)

	中学生 6.9% (平成 17 年度)	
④食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業の数及び飲食店の数の増加	都道府県（政令市・保健所設置市含む）調査により把握し記載	左を踏まえ設定 (平成 34 年度)
⑤利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加	(参考値) 管理栄養士・栄養士を配置している施設の割合 70.5% (平成 22 年度)	80% (平成 34 年度)

(2) 身体活動・運動

項目	現状	目標
①日常生活における歩数の増加	20 歳～64 歳 男性 7,841 歩 女性 6,883 歩 65 歳以上 男性 5,628 歩 女性 4,585 歩 (平成 22 年)	20 歳～64 歳 男性 9,000 歩 女性 8,500 歩 65 歳以上 男性 7,000 歩 女性 6,000 歩 (平成 34 年度)
②運動習慣者の割合の増加	20～64 歳男性 26.3% 20～64 歳女性 22.9% 65 歳以上男性 47.6% 65 歳以上女性 37.6% (平成 22 年)	20～64 歳男性 36% 20～64 歳女性 33% 65 歳以上男性 58% 65 歳以上女性 48% (平成 34 年度)
③住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数の増加	都道府県調査により把握し記載	左を踏まえ設定

(3) 休養

項目	現状	目標
①睡眠による休養を十分とれてい	18.6%	15%

ない者の減少	(平成 21 年)	(平成 34 年度)
②週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の減少	9.3% (平成 23 年)	5.0% (平成 32 年)

(4) 喫煙

項目	現状	目標
①成人の喫煙率の低下（喫煙をやめたい人がやめる）	19.5% (平成 22 年)	12% (平成 34 年度)
②未成年者の喫煙をなくす	中学 1 年生 男子 1.6% 女子 0.9% 高校 3 年生 男子 8.6% 女子 3.8% (平成 22 年)	0% (平成 34 年度)
③妊娠中の喫煙をなくす	5.0% (平成 22 年)	0% (平成 26 年)
④受動喫煙（家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合の低下	行政機関 16.9% 医療機関 13.3% (平成 20 年) 職場 64% (平成 23 年) 家庭 10.7% 飲食店 50.1% (平成 22 年)	行政機関 0% 医療機関 0% (平成 34 年度) 職場 受動喫煙の無い職場の実現 (平成 32 年) 家庭 3% 飲食店 15% (平成 34 年度)

(5) 飲酒

項目	現状	目標
①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者（一日当たりの純アルコール摂取量が男性 40g 以上、女性 20g 以上の者）の割合の低減	男性 16.4% 女性 7.4% (平成 22 年)	男性 14.0% 女性 6.3% (平成 34 年度)
②未成年者の飲酒をなくす	中学 3 年生 男子 10.5%	0% (平成 34 年度)

	女子 11.7% 高校3年生 男子 21.7% 女子 19.9% (平成22年)	
③妊娠中の飲酒をなくす	8.7% (平成22年)	0% (平成26年)
④他者の飲酒が原因で困った経験のない人の割合の増加	男性 73.3% 女性 76.6% (平成20年)	男性 84.3% 女性 88.1% (平成34年度)

(6) 歯・口腔の健康

項目	現状	目標
①口腔機能の維持・向上（60歳代における咀嚼良好者の増加）	73.4% (平成21年)	80% (平成34年度)
②歯の喪失防止		
ア 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の増加	25.0% (平成17年)	50% (平成34年度)
イ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の増加	60.2% (平成17年)	70% (平成34年度)
ウ 40歳で喪失歯のない者の増加	54.1% (平成17年)	75% (平成34年度)
③歯周病を有する者の割合の減少		
ア 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	31.7% (平成21年)	25% (平成34年度)
イ 40歳代における進行した歯周炎を有する者の減少	37.3% (平成17年)	25% (平成34年度)
ウ 60歳代における進行した歯周炎を有する者の減少	54.7% (平成17年)	45% (平成34年度)
④乳幼児・学齢期のう蝕のない者の増加		
ア 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	12.8% (平成21年)	50% (平成34年度)

イ 12歳児の一人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	14.8% (平成 22 年)	65% (平成 34 年度)
⑤過去 1 年間に歯科検診を受診した者の増加	34.1% (平成 21 年)	65% (平成 34 年度)

各部会に係る構成団体等一覧(案)

(別紙4)

区 分		所属団体等	「身体活動・運動」、 「飲酒」に関する行動 指針(仮称)策定検討 部会※	たばこ対策の推進に 関する検討部会
京都市民健康づくり推進会議構成団体	学識経験者	京都大学(中原俊隆教授)	○	○
		京都府立医科大学(繁田正子准教授)	○	○
	個 人	市民委員	○	○
	地 域	京都市体育振興会連合会		
		京都市地域女性連合会		○
		京都市PTA連絡協議会		○
		京都市保健協議会連合会		
		(社)京都市老人クラブ連合会		
	保育教育機関等	(社)京都市保育園連盟		
		(社)京都市私立幼稚園協会		
		京都市小学校長会		○
		京都市立中学校長会		○
		京都府私立中学高等学校連合会		○
		京都大学保健管理センター		○
	企業・職場	京都商工会議所		
		京都府中小企業団体中央会		○
		京都労働局労働基準部		○
		京都労働者福祉協議会		○
		(財)京都工場保健会		
		京都産業保健推進センター		○
	保健医療機関等	(社)京都府医師会	○	○
		(社)京都府歯科医師会		○
		(社)京都府薬剤師会		○
		(社)京都府看護協会		○
		(社)京都府栄養士会		
		(社)京都府歯科衛生士会		○
		京都精神保健福祉協会		
		(財)京都予防医学センター		
		(N)日本健康運動指導士会京都府支部	○	
		京都市健康増進センター		
	医療保険者	京都府国民健康保険団体連合会		
		健康保険組合連合会京都連合会		
		社会保険庁京都社会保険事務局		
	マスメディア	(株)京都新聞社		○
		(株)京都放送		
	行 政	京都市保健センター長会	○	○
		京都市衛生環境研究所		○
		京都市こころの健康増進センター		
		京都市教育委員会		○
その他の 関係団体等		○同志社大学 (石井好二郎教授) ※※	○(N)京都禁煙推進研究会 ○(社)京都ビルディング協会 ○京都快適職場推進センター	

※「身体活動・運動」,「飲酒」に関する行動指針(仮称)策定検討部会については,平成23年度に実施した「健康と運動に関する調査」に御協力をいただいた団体や学識経験者を中心に新たな委員追加する予定。
 ※※「健康と運動に関する調査」や「下京歩歩(ぽっぽ)塾」などの取組に積極的に御協力いただいている。

みんなで考えよう！ 健康づくり指針

～京都市民健康づくり推進会議市民委員の募集～

運動しなければと思いつつ、
忙しくて運動する時間がとれない。
健康に悪いと知りつつ、
ついにお酒を飲みすぎてしまう。
たばこがやめられない。
そんな思いに応える健康づくり指針
を一緒に作りましょう。
「誰もが取り組める」指針となるよう、
市民の立場で議論に御参加ください。



京都市では、平成14年3月に策定した「京都市民健康づくりプラン」の推進組織として「京都市民健康づくり推進会議」を設置し、公民一体となって、市民一人ひとりの主体的な健康づくり活動を推進しています。

同会議では、高齢化の進展や生活の利便性向上などによる体を動かす機会の減少、更には飲酒の健康に与える影響、受動喫煙に係る情勢の変化等を踏まえ、「京都市民健康づくりプラン」の見直しと「身体活動・運動」や「飲酒」分野における健康づくり指針の策定、「京都市たばこ対策行動指針」の改定を予定しています。

これらの取組を進めるに当たり、広く市民の立場で御意見・御提案をいただける市民委員を募集します。

御参加いただく京都市民健康づくり推進会議について

- 「京都市民健康づくりプラン」を推進するため、行政のほか、地域の保健衛生団体や学識経験者等により、平成15年1月に設置された会議です。
- 健康づくり指針の策定に当たっては、各目標分野ごとに部会等を設置して進めており、「身体活動・運動」及び「飲酒」分野又は「喫煙」分野のいずれかの部会等にも御出席いただきます。
- 会議の開催回数は、平成25年3月までに、「京都市民健康づくり推進会議」が2回程度、部会等が3回程度の予定です。



京都市印刷物第240000号

京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課 発行



京都市民健康づくり推進会議市民委員募集要項

★ 募集人数

- 2人（「身体活動・運動」及び「飲酒」分野又は「喫煙」分野のいずれかの部会等にも御参加いただきます。）

★ 応募資格

- 応募日現在、次の条件をすべて満たしている方
 - ① 京都市内にお住まいの方（京都市内に住民登録又は外国人登録をしている方とし、国籍は問いませんが、日本語を理解できる方に限ります。）
 - ② 年齢18歳以上の方
 - ③ 国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
 - ④ 京都市の他の審議会等の委員に2つ以上委嘱されていない方
 - ⑤ 平日の日中に開催される会議に出席できる方

★ 任期

- 委嘱の日（平成24年6月以降の予定）から平成25年3月31日

★ 選考

- 市民委員は、送付いただいた応募内容により厳正な選考を行い決定します。選考結果は、平成24年6月中に応募者全員に通知します。なお、応募用紙は返却しません。

★ 交通費

- 会議出席ごとに、交通費相当としてスルッとKANSAI（1,000円分）をお渡しします。

★ 応募方法

- 「市民委員応募用紙」に必要事項を記入のうえ、次のあて先に、郵送、ファックス又は電子メールで応募してください。

・ 郵 送	〒604-8571（※住所記載不要）京都市役所保健医療課
・ F A X	075-222-3416
・ 電子メール	hokeniryou@city.kyoto.jp

★ 応募期間

- 平成24年5月31日（木）から平成24年6月14日（木）まで
（郵送の場合は当日消印、FAX及び電子メールの場合は当日送信（日時記録）を有効とします。）

★ お問い合わせ先

- 京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課 調査・企画担当
（TEL 075-222-3411）



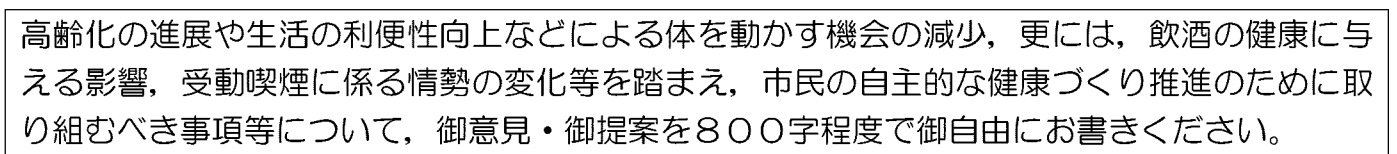


京都市民健康づくり推進会議市民委員応募用紙

応募期間：平成24年5月31日(木)から平成24年6月14日(木)まで

ふりがな			
氏 名			
生年月日	年 月 日 (歳)	性 別	男・女
住 所 電話番号	(〒 —) 京都市 区		
	電話 () —		
職 業	※ 勤務先の電話番号 電話 () —		
応 募 理 由			



This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.